

令和7年第1回由利本荘市議会定例会（3月）会議録

令和7年2月20日（木曜日）

議事日程第2号

令和7年2月20日（木曜日）午前9時30分開議

第1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者	4番	佐々木	隆一	議員
	1番	阿部	十全	議員
	11番	甫	仮貴子	議員
	5番	大友	孝徳	議員

本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

出席議員（20人）

1番	阿部	十全	3番	佐藤	正人	4番	佐々木	隆一
5番	大友	孝徳	6番	松本	学	7番	佐藤	義之
8番	佐藤	健司	9番	小松	浩一	10番	泉谷	赴馬
11番	甫	仮貴子	12番	堀井	新太郎	14番	三浦	晃
15番	正木	修一	16番	吉田	朋子	17番	高橋	信雄
18番	伊藤	順男	19番	高橋	和子	20番	渡部	聖一
21番	三浦	秀雄	22番	長沼	久利			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	湊	貴信	副市長	佐々木	司
副市長	三森	隆	選挙管理委員会委員長	齋藤	悟
教育長	秋山	正毅	企業管理者	三浦	守
総務部長	高橋	重保	企画振興部長	阿部	徹
市民生活部長	遠藤	裕文	健康福祉部長	小松	等
産業振興部長	齋藤	喜紀	観光文化スポーツ部長	今野	和司
建設部長	原	敬浩	選挙管理委員会事務局長	工藤	英也
教育次長	熊谷	信幸	企業局長	五十嵐	保
消防長	佐藤	英樹	総務部危機管理監	渡部	友善
契約検査課長	渡部	聡	市民課長	渡部	淳一
健康づくり課長兼本荘保健センター所長	佐藤	尚子	こども未来課長兼こどもプラザ館長	高橋	千明
農山漁村振興課長	三浦	真樹	エネルギー政策課長	渡辺	幸弘
主幹兼学校教育課長	倉田	和人	消防次長兼総務課長	佐藤	勝則

議会事務局職員出席者

局	長	鎌田直人	次	長	齋藤剛
書	記	村上大輔	書	記	松山直也
書	記	高野周平			

午前 9時30分 開 議

○議長（長沼久利） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員は、20名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長（長沼久利） それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

○議長（長沼久利） 日程第1、これより、一般質問を行います。

なお、毎回のお願いです。質問者の皆様は、答弁に対する再質問の際は、項目番号、項目名を明確に告げて、簡潔な発言に配慮していただきたいと思っております。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

初めに、4番佐々木隆一さんの発言を許します。4番佐々木隆一さん。

【4番（佐々木隆一議員）登壇】

○4番（佐々木隆一） おはようございます。日本共産党の佐々木隆一であります。情勢について述べます。

国会では今、日米首脳会談が終わり、連日、新年度の予算の審議が続いていますが、その首脳会談、石破氏はトランプ氏に対銃撃事件を念頭に、大統領は神様から選ばれたと天まで持ち上げたのです。国内外から批判山積のトランプ大統領、メキシコ湾をアメリカ湾に、ガザ地区のパレスチナ人を移住させ、アメリカのガザ所有まで飛び出し、カナダには51番目の州になれなど、異様な言動が続いています。

石破氏は、日米同盟のさらなる強化を誓約し、10億ドル、日本円換算1,500億円の武器まで売りつけられたのです。

なるほど、2025年度予算の前年度伸び率は、軍事費だけが9.5%増、8兆7,000億円と突出しています。社会保障、文教、中小企業など、物価上昇にも追いつかない実質マイナスの予算。物価高騰が続いて国民が苦境に追い込まれている下で、アメリカに2027年度までに軍拡約束を42兆円もさせられ、日米同盟絶対と、卑屈で危険な姿をさらけ出したのです。トランプ大統領は、そのうち日本を52番目の州などと言い出すのかもしれない。

質問です。1、今こそ核兵器廃絶に向けて。

昨年日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協のノーベル平和賞受賞は、核のリスクに対する警告と同時に、核兵器を使用させず、核なき世界の実現をと呼びかけるものとなり、平和を願う全ての人々に限りない励ましと勇気を与えています。

アメリカの原爆投下によるこの世の地獄を辛うじて生き延びた被爆者は、その後の後

遺症、差別や経済的苦難を強いられました。非人道的行為への非難を恐れたアメリカは被害を隠蔽し、日本政府もこれに追随し、被爆者は援護もなく放置されたのです。

しかし、ビキニ水爆実験被災、1954年を契機に原水爆禁止運動が広がる中、被爆者は再び被爆者をつくらぬ決意を持って立ち上がり、日本被団協を結成しました。

ロシアが核威嚇を繰り返し、アメリカやほかの核保有国も核抑止力の強化を進める下で、核使用の瀬戸際とも言われる危機的な状況があります。

石破首相は、被団協の受賞の意義を語る一方で、日本記者クラブの党首討論で核抑止力にしがみついた姿勢をあらわにしました。被爆者が訴える核兵器の非人道性を認めるなら、その使用を前提にした核抑止力に依存するのは筋が通りません。

核の傘から脱し、核兵器禁止条約に参加すべきであります。次世代が決意を受け継ぎ、運動を支え、発展させなければなりません。

年金者組合、平和委員会、労働組合などで構成する実行委員会では、毎年、市長、議長から平和ペナントへの署名、これは岩城、大内、由利、西目の各総合支所なども含んでいます。この署名をいただき、集会では、市長から激励の挨拶をいただいたことなどが、国内世論のみならず国際的な世論まで喚起し、今回のノーベル平和賞受賞の荣誉に輝いたのであり、非核平和都市宣言をしている本市の市長、議長が一つになって、平和を願ってやまない市民の声に応えることを高く評価するものであります。

今年も原水爆禁止世界大会に向けて、被爆地広島、長崎で行われる実行委員会からの平和署名などの依頼があるでしょう。その際には、ぜひ、例年どおりの署名などの御支援をいただきたいものとするものです。あわせて、非核平和に向けた市長の見解を求めます。

2、戸籍の氏名に振り仮名を義務化は間に合うのか。

全国民の氏名に振り仮名を記載する本年5月26日施行の改正戸籍法に関し、事務を担う地方自治体の困惑が広がっています。施行に合わせた全国民への振り仮名通知が近づく中、職員の負担増や必要経費の膨張が見込まれることに不満が噴出、難読の名前をどこまで許容するか基準も示されておらず、国に速やかな対応を求める声が相次いでおり、自治体からは、間に合わないのではないかと懸念する声も出ています。

市町村は施行から二、三か月以内に住民に対し、住民票などを参考に氏名の振り仮名を通知、市民は間違っていれば、マイナカードの個人向けサイト、マイナポータルか郵送、来庁などで修正を届け出すこととなります。

しかし、地方側からは、振り仮名登録の業務工程などに関する国の説明は不十分との不満が上がっており、事務作業を担う現場での状況はどのように推移していますか。国から、これらにかかる諸経費の負担はどのようになっているのでしょうか。

法務省は、昨年11月上旬、自治体の負担軽減のため、市町村が通知した振り仮名が正しければ国民からの届出は不要とする方針を示しましたが、国からの十分な説明があったのでしょうか。

政令市などの人口規模の大きな自治体では、特に作業に手間がかかり大変だとの声が上がっています。答弁を求めます。

3、救急搬送に料金徴収は救急車の有料化につながらないか。

救急車で大病院に運ばれた際、緊急性が認められなければ、有料で料金が徴収されま

す。日本では、救急車による病院への搬送料金は基本的には無料であり、誰でも救急車の利用が可能です。これは、税金を払っていない人でも、旅行などで一時的に滞在している外国人でも無料であり、諸外国の多くが有料になっているのと比べても、日本の制度は非常に優れたありがたい制度でもあります。

救急車で大病院に運ばれた際、緊急と認められなければお金が徴収される自治体があります。昨年6月から三重県松阪市に続き、茨城県でも有料化が始まりました。

有料化は、不適切な利用を減らし、救急隊員の負担を軽減し、真の緊急を要する患者への迅速な対応を可能にするメリットがある一方で、個人の経済的負担の増加で、緊急を要するケースでも利用をためらってしまう懸念、貧富による命の格差の発生、管理運営の複雑化といったデメリットもあり、当然考えなければなりません。

救急車の安易な利用を減らすために既存の制度を活用した取組の一環と見られていますが、実質的には有料化との指摘もあり、その動向が危惧されます。

既に、救急搬送される半数以上は高齢者で、85歳以上は2040年までに75%増えるとの推計もあり、自力で病院に行けない高齢者がやむなく呼ぶ場合などもあるでしょう。かかりつけ医や訪問診療との連携を強化し、地域ぐるみで救急医療への負担を減らす取組も重要であろうと思われま

す。救急搬送の料金徴収は、救急車の有料化につながり、これらに関しては、市民の意見、近隣自治体との動向などを参考にして、より慎重に対処すべきであります。

市内の2024年の1年間の救急車の出場件数、搬送人員は何人でしょうか。件数と人員の差がありますが、いかがですか。出場しても搬送するまでもない軽微な事案でしょうか。搬送した方の中で、どなたが緊急性がないと判断するのでしょうか。搬送した方の中に、明らかに軽症例などで緊急性がない、搬送する必要がなかった、入院には至らなかったと見られる方は何件で、何人でしょうか。搬送された方のうちの割合は幾らですか。

#7119の相談ダイヤルは、31都府県と名古屋市、神戸市など5地域で設置が導入されています。救急へ通すべきか否かを迷った際の相談ダイヤルとして広く利用されていますが、秋田県や本市には導入されていません。導入は検討されているのでしょうか。答弁を求めます。

4、スポーツ賭博依存について。

日本におけるベッティング、賭博、いわゆる今の質問項目は、スポーツベッティングと呼ばれているそうです。ベッティング、いわゆる日本語に直訳すると、ばくち、ギャンブル、賭け事、こういうふうに出てきます。あまり使い慣れないベッティングという言葉が出てきたかといいますと、やはりギャンブルですから、これを柔らかくするためにベッティングという言葉を使ったのではないかという識者の話です。

いわゆるベッティングは、刑法などにより不法行為とされており、例外的に競馬、競輪、競艇、オートレースのみが、それらを規制する特別法を根拠に公営競技として施行が許可されています。

ギャンブルが、スポーツや社会、人間性をむしろ現実を浮き彫りにしています。米大リーグのドジャースの大谷選手の元通訳、水原一平被告による違法賭博事件です。

同被告は、賭博の借金返済のため、大谷選手の口座から24億円余りを不正送金し、損

失額は62億円余に上ります。犯した罪は拭いようがありませんが、賭けが氾濫する社会環境に目を向ける必要があります。

米国では2018年にスポーツ賭博が解禁され、50州のうち38州が解禁したのは州の税収増になるからで、僅か3年で1,700億円となっており、ギャンブル依存症の患者も3割アップしたと言われており、関連する賭博産業も巨大ビジネス化し、昨年の収益は1兆6,000億円に上っています。

日本では、2001年からサッカーのJリーグを対象にしたスポーツ振興くじがあり、競馬などと同様、例外的に実施。売上げが思うように伸びず、バスケットボールに加え、プロ野球を対象にする動きが強まっています。

その上、米国のような民間のスポーツ賭博が画策されており、加えてスポーツ庁は、一昨年から中学校の休日の部活動を地域に移す取組を始め、財源にスポーツベッティング、賭博の可能性を挙げています。教育に関わる財源を、何と賭博の上がりて賄おうとする驚くべき貧相な発想ではないでしょうか。

同庁と経産省が研究会を重ね、自民党のスポーツ立国調査会やIT関連企業も含めた政財官一帯で推進しようとしています。米国の現状を見る限り、もうけ優先で規制緩和を続ける新自由主義的な施策によって、多くのギャンブル依存症などの犠牲になるのは国民の側でしょう。

ギャンブル大国といわれる日本では、6年前、カジノを解禁したばかりであり、これ以上賭博を増やすことの愚は論をまちません。今回の事件の教訓は、有害なスポーツ賭博は決して解禁すべきではないということにほかなりません。

本市でのスポーツ賭博依存症などに関する相談などありませんか。状況を伺います。

5、教育振興について。(1)学校給食の無償化を検討すべき。

学校給食を無償化する自治体が3割に上ることが国の調査で分かりました。給食を通して、地産地消や食文化、農業について子供たちに伝える好機となります。政府は今後、調査結果を基に一律無償化へ向けて検討に入りますが、国産や地場産食材の利用拡大につながる仕組みづくりも議論すべきでしょう。

東京都では、この1月から都内全自治体で無償化となりました。保護者や都民、共産党都議団など4会派が共同提出した無償化条例案に、自民・公明の与党会派の皆さんも直前になって賛成する態度に変え、昨年9月議会で補正予算が生まれ、都内全自治体で無償化が実現したのです。

県内でも、八郎潟町、東成瀬村などが先駆けて、現在9市町村が無償化を行っており、能代市ではこの4月からの予定。秋田市長選、さらには県知事候補者も給食無償化を公約にしており、来年度内に県都秋田市及び全県に広がる可能性があります。

本市議会でも、昨年12月議会で小中学校給食費の無償化を国の制度として実施を求める意見書提出についての陳情を全会一致で採択し、国などの関係機関に送付しており、教育の無償化を目指す姿は、間違いなく憲法の実施としての全国的な無償化であります。

各地の自治体で無償化を目指すことと、国の制度として無償化を要求することを一体に取組を強めたいと考えるものであります。国会論戦でも無償化の論議が進んでいます。

2022年6月議会で給食無償化の私の質問に対して、答弁は、3億円弱との答弁でありましたが、急速な少子化が進みつつある中、現在は幾らの財源が必要でしょうか。答弁

の中で、国に働きかけていくとありましたが、いつどのような機関に働きかけをしましたか。昨年 12 月議会で重点支援交付金を活用し、米価高騰分を市で負担していますが、この交付金がなくなれば、給食費の値上げをするのでしょうか。学校建築など、大きな事業が続く財政が厳しいのは理解していますが、広大な本市で年々予算がかかり増しになり、そして、災害などで給食の無償化は遠い存在になるのではないかと危惧されますが、いかがですか。給食無償化は義務教育無償の実現に不可欠であり、無償化を前向きに検討すべきであります。答弁を求めます。

(2) 高校定員内不合格者を出さないよう申し入れるべき。

県内公立高校入試の 2025 年度一次募集の志願先変更が締め切られ、各校の志願倍率が確定しました。少子化の影響もあり、県内の公立高校の多くが定員割れしているにもかかわらず、県内に 6 名の不合格者が出ています。文科省の調査では、全国で延べ 2,029 人、沖縄が最多で 249 人、東京、大阪はゼロでした。県教委としては、入学試験の結果など、あくまでも校長、いわゆる学校側の判断としています。

北海道では、障害のある人たちを学びについていけないと高校側が判断したと見られ、複数の受験生が、差別があるなどとして人権救済を申し立て、不適切な対応をしていた教諭に対し、懲戒処分をした例もあります。進学率が 9 割を超え、準義務教育化しながら、資質と能力のある生徒だけを入学させる適格者主義が根強く残っているのではないのでしょうか。

秋田県教組、高教組でも、定員内不合格者を出さないよう要望を出しているといえます。定員内不合格者を出さないよう県教委に申入れをすべきであります。答弁を求めます。

(3) 公立小中学校のファクス使用について。

政府は業務の効率化を図るために 2025 年度中に、全ての公立小中学校で業務にファクスでのやり取りや押印の原則禁止を目指しています。全国の小中学校で業務にファクスを使用しているのは 77.1% に上ることが文科省調査で判明しました。前回の調査から 18.8% 減ったものの、依然として高い水準であります。

学校にファクスでやり取りする相手を複数回答で尋ねたところ、42.7% が教育委員会です。押印が必要な書類があったとした学校は 92.7% で、学校に対して押印を求めている書類があったとした教育委員会は 70.5% でした。

ファクスのメリットは、セキュリティーの高さ、確実性、使い勝手のよさ、低コスト。デメリットとしては、データ管理の難しさ、トラブルの多さなどが一般的に指摘されています。

関係者は、デジタル化、ペーパーレス化を進めるのは分かるが、一方で学校は、教育委員会だけではなく民間の企業とのやり取りもあり、学校現場だけの努力でどうこうなるものではないなどの声も上がっています。文科省の担当者は、あくまで教育委員会への働きかけなどでデジタル化を強引に進めようとしています。学校の現場はどのような実態ですか。お答えください。

以上であります。

【4 番（佐々木隆一議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。それでは、佐々木隆一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、今こそ核兵器廃絶に向けてについてお答えいたします。

まずは、2024年のノーベル平和賞を受賞された日本原水爆被害者団体協議会の、被爆者の証言を通して核兵器廃絶と平和を一貫して訴えてきた長年にわたる献身的な活動が、国際的に高く評価されたことに対しまして、心から敬意を表したいと思えます。

また、国内的には、原水爆禁止国民平和行進実行委員会の活動についても、全国津々浦々を平和行進でつなぎながら各自治体を訪問し、核兵器廃絶と被爆者援護を訴える大変意義のあるものだと理解しておりますが、もとより外交や安全保障などは国の専権事項であり、様々な要因を基に決定されるものであることを踏まえ、私自身は署名を控えさせていただきます。

しかしながら、我が国は、原爆の投下によって多くの貴い命が犠牲になった唯一の戦争被爆国であり、それから80年の節目を迎えるに当たって、これまでも佐々木議員の御質問にお答えしておりますとおり、非核・平和自治体を宣言する自治体の長として、市民の安全・安心と、核兵器のない世界の実現を希求してやまないところであります。

今、こうしている現在も、戦争や紛争により、無辜の一般市民が犠牲になり、家族や住居を失い、飢えや恐怖におびえながら暮らす人々に思いをはせると、強く胸が締めつけられ、一日も早く真に平和な世界が訪れることを切に願うものであります。

次に、2、戸籍の氏名に振り仮名を義務化は間に合うのかについてお答えいたします。

戸籍法改正による戸籍の振り仮名記載につきましては、本年5月26日より施行となります。

法務省から示された工程では、施行日を基準とした住民基本台帳から抽出した振り仮名を記載した通知を、7月末をめどに本籍人へ発送し、振り仮名に修正がある場合は届出をお願いする予定となっております。

また、届出がない場合であっても、1年後の令和8年5月26日から8月末までには、住民基本台帳の振り仮名が市町村長の職権により登録されるため、その後は原則全ての方の戸籍に振り仮名が記載されることとなります。

本市における現在の状況といたしましては、振り仮名抽出の準備は完了し、新年度において通知作成を進める予定となっております。

また、経費負担につきましては、通知発送に係る郵送料と作成経費について、国補助金の対象となっております。

本制度に係る国の説明会も、法改正後の制度に基づく事務や作業概要などについて、複数回開催されており、この後2月下旬にも開催されることとなっておりますので、実施に向けた必要な説明はされているものと認識しております。

次に、3、救急搬送に料金徴収は救急車の有料化につながらないかについてお答えいたします。

御質問の救急搬送に伴う医療機関における料金徴収につきましては、救急搬送後に医師により緊急性が認められないとされた場合に、医療機関が診療費のほかに、選定療養費として料金を徴収しようとするものとなっております。

全国的に救急件数は増加で推移しておりますが、本市においては減少傾向で推移しているところであり、現在のところ、市内の医療機関において、救急搬送に伴う選定療養費の徴収については検討されていないと伺っております。

医療機関での診療費の一部となっている選定療養費と救急車による搬送の有料化とは、一切関係性はなく、救急車の有料化につながるものではないと考えております。

今後とも、救急要請に対しましては、迅速に対応してまいります。

御質問のありました令和6年の救急出場件数は3,448件、搬送人員は3,148名となっております。出場件数に対し搬送人員が300名少なくなっておりますが、これは搬送の辞退や拒否などによるものであります。

患者の緊急性の判断につきましては、現場では主に救急救命士が行っているほか、搬送先の病院では医師が行っており、診察や処置後、入院に至らなかった軽症者は1,236名で、搬送人員に対する割合は39%となっております。

#7119につきましては、電話で救急車を呼ぶべきかどうか医師や看護師に相談できる救急安心センター事業であり、既に全国の36地域で実施されております。

現在、秋田県ではこの事業を実施しておりませんが、令和7年度以降の実施に向けた検討を開始すると伺っており、今後とも市民サービスの向上につながるよう、県の動向を注視してまいります。

次に、4、スポーツ賭博依存についてにお答えいたします。

スポーツ賭博を含むギャンブル等依存症は、放置しておくことで日常生活や社会生活に影響を及ぼし、多重債務や自殺、犯罪などの原因となることもあり、市としても重大な社会問題と捉えております。

県では、第2期秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、普及啓発や相談窓口の周知、また治療体制の充実、回復支援などに取り組んでおり、市でも県と連携の上、健康づくり課などの相談窓口で対応に当たっております。

令和5年度までの3か年で、市にはアルコールや薬物依存症に関する相談が延べ148件寄せられておりますが、ギャンブル依存症に関する相談は1件もない状況であります。

今後とも、ギャンブル等依存症の相談があった場合には、心身の健康、家族関係、金銭問題など、相談内容に応じて精神保健福祉センターや保健所、医療機関、弁護士などの専門機関につなげてまいります。

市といたしましては、ギャンブルに限らず、様々な依存症についての相談窓口を広く周知するとともに、関係機関と連携して相談者に寄り添った対応に努めてまいります。

次に、5、教育振興については教育長からお答えいたします。

私からは以上であります。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） それでは、佐々木隆一議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、5、教育振興についての（1）学校給食の無償化を検討すべきについてお答えいたします。

令和6年度、保護者から負担していただいている学校給食費につきましては、1食当

たり小学生300円、中学生340円であり、児童生徒約4,500人分について、総額約2億7,000万円となっております。

学校給食費の無償化については、保護者の経済的負担の軽減など、子育て支援の充実にもつながることから、教育委員会では、全額無償化の早期実現について、秋田県都市教育長協議会、全国都市教育長協議会を通して国に陳情しているところであります。

令和7年度の1食当たりの学校給食費につきましては、食材価格の高騰により、小学校で35円、中学校で45円の値上げを予定しておりますが、児童生徒の学校給食費の値上げ分については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当し、保護者の負担増とならないよう、来年度予算として本定例会に計上させていただいているところであります。

なお、交付金の制度が終了した場合の差額負担や市における学校給食費の無償化につきましては、国や県の動向を注視するとともに、市の財政状況や物価の状況などを踏まえ、総合的に判断してまいります。

次に、(2) 高校定員内不合格者を出さないよう申し入れるべきについてお答えいたします。

令和6年度の秋田県公立高等学校入学者選抜において、本荘由利地区で受験者数が募集定員に満たない定員割れとなった学校は、一次募集で6校10学科中、5校8学科であり、不合格者が出た学校は1校1学科となっております。

また、二次募集を行った学校は5校8学科あり、その全ての学校・学科で定員割れでしたが、不合格者が出たのは1校1学科であります。

県教育委員会に、定員内不合格者について確認したところ、「各高等学校が示す、求める生徒像を踏まえ、中学生が志願先を決定し、高等学校長は学力検査の成績、調査書などの提出書類、面接等を総合的に判断して選抜している。そのため、高等学校においては、定員割れであったとしても、総合的に判断した上で不合格者を出す場合もある。」とのことであります。

加えて、「入学者選抜は受験生にとって大きな意味を持つものであり、公正かつ慎重に検討した上で行うよう高等学校に指導している。今後も、定員内不合格者について把握・分析に努めていきたい。」としております。

中学生が進路選択をする際、高等学校に入学することが最終的な目標ではなく、自己の将来の目標に向けて、その高等学校でどのような学習や活動に取り組んでいくかということが大切になります。

市教育委員会といたしましては、県教育委員会の方針に基づきながら、生徒一人一人に寄り添った適切な進路指導となるよう努めてまいります。

次に、(3) 公立小中学校のファクス使用についてにお答えいたします。

文部科学省は、校務DXを通じた校務の効率化を目的として、学校におけるファクスでのやり取りを原則廃止することを目標としております。

しかしながら、市内の小中学校の現状は、教育委員会や他の学校、行政機関、民間事業者などとやり取りする際にファクスを使用する場合は、まだ日常的にあります。

なお、ファクスは危機管理や非常時の対応に関する業務などにおいて有効な場合もある一方で、慣習による使用も見受けられることから、今後は使用方法を見直し、校務が

効率的に行われるよう改善を図ってまいります。

私からは以上であります。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん、再質問ありませんか。

○4番（佐々木隆一） 1番、今こそ核兵器廃絶に向けて、再質問します。

市長からは前向きな答弁をいただきましたが、昨日の新聞に掲載されましたが、ニューヨークでこの3月に開かれる核兵器禁止条約の第3回締約国会議へのオブザーバー参加を見送る方針を決めたというような報道がされております。締約国会議はこれまで2022年、2023年と2回開かれており、いずれも日本政府はオブザーバー参加を見送っているであります。唯一の戦争被爆国でありながらも、世界に恥ずべき姿をさらけ出しているであります。

日本被団協としても、非常に残念というようなコメントを發表しております。核兵器は人類と共存できないとして、日本政府の禁止条約署名・批准を求め、「核兵器のない世界に向けて、先頭に立つことを願っている。」と、被団協の田中代表委員が、このようにコメントしました。

市長、やはり、この被団協の談話に出てくるように、日本政府も核禁止条約締約国会議へまず参加をするといったような呼びかけを、市長会や関係機関へ呼びかけるべきではないかと思われませんが、いかがですか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほども少し答弁させていただきました。安全保障など、国の専権事項ということもあり、いろいろな要因を基に決定されていくというふうには認識をしているところではあります。ただ、思いとしては佐々木隆一議員と一緒にありまして、核兵器のない世界をしっかりと望むという気持ちについては私も同様でありますので、そういった場面があれば、そうした私の思いについては、思いは一つということで認識をしているところではあります。以上であります。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） よろしくお願ひします。続いて、2番、戸籍の氏名に振り仮名を義務化は間に合うのかについて、再質問します。

5月26日から施行されるということで新聞発表にもあったようですが、いわゆるキラキラネームと称する非常に難読な漢字を、窓口の担当課の担当になりましょうが、どなたが受付してそれを了解するのか。あるいは差戻しして、結局、読みやすいようにしてくださいという旨の、名前をつけてくださいという指導をすべきというのは、どの現場で、担当課で、どなたが判断するのでしょうか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 市民生活部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 遠藤市民生活部長。

○市民生活部長（遠藤裕文） それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

この後、国より一般に認められる基準となる、漢字に対する振り仮名が示される予定となっております。また、市町村で判断できない場合につきましては、法務局へ照会することといたしております。なお、認められなかった場合、その届出は不受理となると

いうことでありますので、お願いいたします。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） これは18日の新聞報道にありますが、心の愛と書いてここあ、彩る夢、これらは……

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。通告外です。次の質問に移ってください。4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 分かりました。3番、救急搬送に料金徴収は救急車の有料化につながるのかについて、再質問します。

本市としては、減少傾向にあるという答弁でありましたが、いわゆる令和7年度、2025年度以降、#7119については検討するような答弁でありましたが、具体的にどのような形で進むのか、県民や市民にはどのように周知されるのか質問します。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、消防長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 佐藤消防長。

○消防長（佐藤英樹） ただいまの佐々木隆一議員の再質問にお答えします。

現在、秋田県のほうで検討しているということで、具体的なところはまだ決まっておりません。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） ぜひ、有料化につながるようなことのないように、慎重に対処していただきたい、このように思います。

4、スポーツ賭博依存について再質問します。実は、担当課には相談がなかったということですが、私自身、ギャンブル依存症の相談者を法律事務所やら、関係機関に連れて行って相談したことが何度かあります。それはパチンコやら、スロットの類でありましたが、彼は財産があったので、田んぼを売り渡すというようなことで決着をつけました。ギャンブル依存症に関しては、担当課に相談が1件もないということですが、間違いありませんか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） はい。間違いありません。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） このような話がいろいろ、ちまたで広まっておりますので、ぜひ今後、慎重に対処していただきたいと同時に、これは機会がありましたら教育長にもお話をお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

5番、教育振興について。（1）学校給食の無償化を検討すべきということに答弁がありました。私が質問要旨を提出した時点では、国内で約3割、全国的に無償化が進んでいると。その後、2025年度を入れると、4割を超すと見られておるようであります。一括質問にも述べましたが、国の動向も注視するというようなことでした。具体的なお答えはありませんでしたが、具体的な道筋、プロセスはいかがですか。どのようになっているのでしょうか。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 答弁の中でもお答えしましたけれども、まずもって、来年度に向

けてですけれども、児童・生徒の値上がり分については、こちらのほうの予算で何とかお願いしていくというふうに話をしています。

それと同時に無償化については、検討はしていますけれども、やはり財源が絶対必要になりますので、そこら辺りはいろいろな兼ね合いを考えながら、1年間かけて検討させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 国会の中でも令和8年度、2026年度から検討すべきという論戦があったようです。国で検討すべきというのは、大体これは常套句でありまして、これはどういうふうに推移するか分かりません。

これは無償化が始まった都内の方からの投書ですが、自治体によって教育に差が出るというのは、やはりおかしいと。日本は教育への公的支出が国際水準より低いと言われている。自治体に教育環境整備を丸投げせず、国が財源を用意して公平な無償化を進めてほしいというのがありまして、これは当然でしょう。

これについて、どのような考えをお持ちか、いま一度お聞きします。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 直接的な答えになるかどうか自信がないのですけれども、食というのは人が生きる上で非常に大切な問題であって、特に子供の成長についてはとても大きな問題だというふうには捉えております。

それをどのようにして担保していくかということについては、多面的な考え方を検討しながら進めてまいりたいと思います。給食もここまで制度として充実させてやってきていて、それを今後、無償化となったときに全て市の財政の中でやっていけるかどうかについては、限られた予算ですので、この分を取れば何かが削れていくということも現実にあるということで、それも多面的に考えた上で検討させていただきたいと思います。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 国や県の動向を見守るべくというようなニュアンスでありましたが、ぜひ、関係機関に声を上げていただきたいということを申し上げます。

（2）高校定員内不合格者を出さないよう申し入れるべきの中に、実は全国的に2,000人以上、定員内不合格者がいるということで、県教委や高教組、中教組、いわゆる教職員の労働組合にも連絡を取って調べましたが、秋田県は6人ということでありまして、まだいるのかと思っております。前に述べたとおり、沖縄が241人で、大都市圏の東京や大阪などはゼロということでしたが、関係者の話によると、これは私学での受入れをしているということでした。やはり声を大きくして、この2,000人の子供たちがよりゼロに近づくようにすべきかと思いますが、いま一度の答弁をお願いします。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、高等教育において一番大切なのは、子供たちがその後の未来に向かってどのような学びをしていくかということであって、入試で入れる、入れないというのは、それは適性等もありますので、それをゼロにすることが最終的な大きな目標ということではなくて、その子がより適したところに進んでいけるように支援していくことを教育委員会としては第一に考えていきたいと思っております。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） よろしくお願ひします。

続いて、（3）の公立小中学校のファクス使用について、再質問します。

実は、まだ電子メールがあまり一般的でなかった頃、ファクスでのやり取りが非常に多くて、やはり教育委員会の担当課では、早朝から深夜にかけて難儀しているという話を関係する職員の皆さんからお聞きしたことがあります。

私は地元ですから、しょっちゅう庁舎2階の教育委員会が遅くまでこうこうと点灯しているのを見ることがあります。私はそこの担当職員に、じゃあ、職員の増員を申し上げたらいかがですかとお聞きしましたら、その方は、いや、これは人を増員する、しないの問題以前の問題ですというお話でしたが、教育長、いかがですか。担当課は非常に困難で、難儀しているということですが。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。通告外ということで判断しましたので、次に移ってください。4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） いずれ、これも限られた予算の中でやり取りするんでしょう。全てが予算に通ずるものがあります。いろいろと税金の使い方が問題視されております。ぜひ、担当職員、担当課の皆さんには、市民目線で頑張っていたいただきたいことを申し上げて、私の質問を終わります。

以上であります。

○議長（長沼久利） 以上で、4番佐々木隆一さんの一般質問を終了いたします。

この際、午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時33分 休 憩

午前10時49分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

1番阿部十全さんの発言を許します。1番阿部十全さん。

【1番（阿部十全議員）登壇】

○1番（阿部十全） おはようございます。最近お天気がよくて、もう雪は降らないだろうと安心していたところ、昨日から降っておりまして、今日未明から、除雪の車が一生懸命走ってくれました。最後の除雪になるかと考えながら、本当にありがたいことだと思って、感謝しております。今日は本当にきれいに片づいていて、気持ちいいぐらいの除雪でした。ありがとうございます。

今日は、大項目3つをお話しさせていただきます。1つは風力発電について、2つ目が森林環境譲与税、そして3つ目が学童保育について、この3つについて伺いますが、風車に関してはちょうど通告を出しました後に、報道関係で皆さん御存じのことになりました。若干食い違いがあるかと思いますが、市民の一番知りたいところでもあると思いますので、ぜひ、そういったところも含めた御答弁をいただければありがたいということで、質問に入らせていただきます。年に4回しかないので、緊張しております。それでは、質問に入ります。

大項目1、風力発電について、中項目（1）低周波音による健康被害が心配される

中、何をもちいて安全と考えるのか、市の根拠はについて伺います。

健康被害を訴える市民がいます。体調の変化を2022年9月から毎日記録し、風車稼働時との関連のデータを事業者と市にも示しております。近年、低周波音が要因となる症状の深刻さも増していると訴えています。この低周波音は可聴域だけの調査、低周波音を全く取り上げない環境アセス法でありまして、本市住民ばかりではなく、健康被害者を切り捨てている、この調査であります。

健康被害を訴える人がいるにもかかわらず、騒音調査規定が見直しされないこと。調査や夜間停止などを求めてきましたが、前市長時代から今日まで具体的な救済策が示されていないこと。医師による風車との因果関係が認められないとする一文で、ノーブレキ状態のまま事業が拡大し、健康被害者が増えることが予想できること。多くの市民が健康被害はあるのではないかと不安のまま、現時点では受け入れざるを得ない状態です。

そこで何うものですか。低周波音による健康被害が心配される中、何をもちいて安全と考えるのか、市の根拠をお伺いいたします。また、健康被害を訴える市民がいても進める事業について安全とする根拠を、様々な方法で丁寧に市民に伝える必要があると思います。伝達方法や手段について伺います。

大項目1、(2) 洋上風力建設による漁業への影響対策について伺います。

本市沖のような砂地の海底を生息場所としている生物の環境アセスの項目は貧弱で、詳細な調査は行われていません。世界で行われている環境調査事例や建設区域のゾーニングと比較すれば、自然への影響に対する意識にはほど遠く、海洋ケーブルも含め、洋上風車建設関連事業による今後の海の変化や漁業への影響が心配されます。

漁船や漁業者の減少もある中、風力発電による漁業関係への配分があります。これは出捐金というもので、前にも何度もお話しさせていただいておりますが、国や県、市の支援も利用し、港湾周辺整備、港施設、魚礁設置、漁具の整備、燃料の補填など法定協議会ではどのような話し合いが行われたのか、養殖や稚魚放流、稚貝放流など、数年先を見越し、事業によっては今から始める必要性があります。先進地視察などによる事業計画は進んでいるのか、不振が続いている本市の漁業の発展を願い、質問します。

1点目、魚種や漁獲高を確保するための養殖や稚魚放流、稚貝放流など、方向性はできているのか。

2点目、県のホームページに公開されている法定協議会の資料では、漁業影響調査に向けての準備期間とされていますが、現在協議されている中で、沿岸漁業不振への影響を防ぐ対策が示されているか。具体的な内容がありましたら、ぜひ、お知らせいただきたいと思います。

大項目1、中項目(3) 陸上風力事業者の公開による説明会の開催について伺うものです。

陸上風力発電施設については、全国の事故の前例や西目で発生しました火災などがあり、事故はあるものと考え、備えるべきです。事故が起きた場合、自然環境への影響が大きい施設であり、万が一事故の場合でも対応を示し、地域と共生した再エネ事業でなければ、事故時に反発が大きくなります。そこで伺います。

建設予定の施設が本当に耐え得る強度と、安全策があるのか、事故発生時の初期対応

が十分に取られているかなど、資源エネルギー庁が令和6年2月に策定しました説明会及び事前周知措置実施ガイドラインというものが出ております。これに沿って、利害関係者ばかりではなく、説明を求める市民に陸上風力事業者の公開による説明会を開催するよう求めるべきです。このガイドラインでは説明しなさいと、市民の合意を得なさいというふうに書いてあります。

また、現存する施設においても同様に対策が取られているのか、この示されましたガイドラインの趣旨に基づいて、説明会の開催を事業者に求めるべきと思いますが、市長のお考えを伺います。

大項目1、中項目(4)景観の変化に伴う影響と市民の同意を得るための方法について伺うものです。

市長は折に触れ、当市の美しく恵まれた景観をたたえられております。自然は大事だと訴えています。ぐるっと見渡せば、本市の里山には100基を超える風力発電が稼働し、新規に数十基の建設計画があり、近海には大規模な洋上風力発電施設が計画され、加えて出羽丘陵では高圧送電塔の工事が着々と進んでいます。

地域に暮らす人々の人間性及び文化は、住み続ける環境や取り囲む景観に大きく影響されております。一度失われた自然を回復させることは、時間も費用もかかり、困難であることは明らかなことです。最近の本市周辺の自然景観の変化に伴う影響について、市長のお考えを伺います。

1点目、市長が述べられている本市の自然に対する言葉と実情との相違について、開発か保護か、本市の自然環境や景観の将来像について、市長のお考えを伺います。

2点目、法に準じている事業であれば、自治体の関与するものではないとの立場から今後も自然や景観に影響がある事業でも受け入れざるを得ないことについて、市民の同意をどのような方法で得ていくのか、市長のお考えを伺います。

同じく大項目1、中項目(5)ビジターセンターを活用した事業者との協力量針について。

洋上風力発電事業が全国で計画、実施され、すさまじい勢いで進んでいます。由利本荘市では日本で初めて、世界でも有数として、洋上風力発電事業を推進して、観光にも結びつけるとしてあります。全国のみならず、本県他地域でも、本市計画より早く洋上風車が稼働し、風車の大きさも本市計画をしのぐ規模で進んでいる中、数年遅れて同様の事業を行っても観光による経済効果が生み出せるのかどうか。ビジターセンターの経営母体となり得る事業者に、様々な方法で観光客を呼び込める事業を実施し、継続するよう求めるべきと考えます。そこで伺います。

ビジターセンターを活用した風力事業者との協力量針について、市長のお考えを伺います。これは法定協議会、それから事業者との協定書にも一緒に進めますと書いてありますので、そここのところの質問でございます。お願いします。

大項目1、中項目(6)環境影響評価に地域特性を考慮する県条例の制定と、市は事業者に対し説明会の開催と合意を義務化するガイドラインの策定について伺うものです。

少し長くなりますが、お聞きいただきたいと思っております。

2023年、2024年にかけて、全国の県、市で中止、見直しになった風力発電施設の事

例としては、以下のようなものが挙げられます。これも私が1年半前にやっておりますが、その続編と考えていただいて結構と思います。

2024年3月、岐阜県・御嶽山、開発による自然改変の不安が解消されないなどの理由から、地元住民の反対を受け、事業が中止となっております。

同じく北海道・宗谷管内風力発電事業、絶滅危惧種の淡水魚イトウの産卵地の上流が計画地に含まれていたため、環境保護団体から反対の声が上がり、見直しが求められています。

続いて、こちらは2022年に計画が撤回されたことについての、一昨年知事の意見です。これは宮城県川崎町の大規模風車事業についてでございます。朝日新聞、2023年3月、宮城県知事は、「地元の同意を求める仕組みというものが本当はあるべきではないかと思えますね。関電さんがこのような中止の申出をせずに、事業者が強引に進めようとするれば、進めることはできるんです。そこが法律の欠陥ではないかと私は思います」と、環境影響評価についてのコメントを出しております。

続いて、今年1月の福島民報、福島の新聞です。福島市茂庭地区、同じく福島県桑折町の国有林で計画されている福島北風力発電事業、これは1月末に計画中止となりました。これに対し、木幡市長は5つのコメントをしております。1つ目、気象災害のリスクが高まっている。2つ目、景観破壊、水不足、すみかを追われた野生動物による被害の懸念がある。3つ目、森林伐採を伴うメガソーラーや風力発電施設の立地に対する市民の感情は、拒否的な方向に強まっている。4つ目、住民の理解が進んでいない状況が把握できた。5つ目、絶滅危惧種クマタカの営巣地があるなどを理由に述べ、そして会見では、「リスクを回避する計画が十分にできていないと認識している」と述べております。

続いて、2024年9月、これはJR東日本エネルギー開発株式会社が自ら発表したコメントであります。山形県米沢市の栗子山風力発電事業を廃止するということに対してのJR東日本のコメントです。

本事業に係る法令上必要な調査や対応とともに、環境影響評価に関する新たな環境影響評価の検討要請を自治体等から受け、その内容についても真摯に対応すべく精査を行ってまいりましたが、この対応に伴い、今後、スケジュールの大幅な遅延とコストの増大が見込まれることから、本事業の事業性が成り立たないことが明らかになりました。ついては、開発検討を終了し、事業を取りやめることを決定いたしました。

続いて、本年1月、テレビ高知、高知県です。これは高知県香美市と大豊町にまたがる山地の風力発電の建設計画についての住民団体の反対です。「暮らしを知らない人たちが勝手に決めていくことが私は変だなと思うし、もっと地元の人に知ってもらって、みんなでこの問題を、本当にこの地域に風車が必要なのか考えていきたい」と、その団体が地域住民への説明が不足していると訴えていることに対し、濱田知事は1月10日、「専門家や市町村の見解も踏まえ、1月中に県としての意見を出します」としております。そして、ここでこの事業者、実は24基の計画を大型化して、12基に見直し、合同企業4社中、3社が撤退して、その1社でこの事業を進めるとコメントしております。全体としては、1社ではこれは多分無理であろうという、そういう流れであります。正式なコメントが出ていませんが、そういったことです。

このほかにも、前にも述べましたが、宮城県では、いわゆる法定外普通税を取ることによって、再生可能エネルギー地域共生促進税条例というのをつくりまして、これによい徴収が始まります。これを見て、青森県も、これはうちでもやろうということによって進んでおります。

というようにところでありまして、それでは秋田県はどうかというところでございます。風力発電事業を推進している秋田県の現在の取組事例の紹介を少しさせていただきます。

美の国あきた、県のホームページ、今年1月、今も見られます。風力発電の取組として、県民に風力発電を知ってもらうための資料が2つ掲載されています。

1つは、秋田風力発電関連企業ガイドブックでございます。89社の企業紹介で、関連企業のいわゆるPRブックになっております。各企業はこぞって、大変、未来の明るい希望の持てる事業だと紹介しております。

もう1つが県内中高生・保護者向け洋上風力発電啓発資料であります。これは2024年1月に出しております。もう1年たっております。これは学校や家庭で資料として使ってくださいと発行されたものです。洋上風力発電について、分かりやすく書かれてあります。メリットについては説明がありますが、デメリットについては1行も書かれていません。中学生、高校生に偏った印象を与える資料であり、それを県の費用で作成し、教育現場で生徒や保護者に学校での説明資料として使ってもらうために作成されております。秋田県の風力事業は中高生に偏った印象の資料を配付したり、安全性を担保できていない状況にもかかわらず、再エネ事業を進めようとしています。そこで伺います。

美の国あきたにふさわしい環境・景観、そういったものを宝とすべき、県の条例の制定を県に申し入れるお考えはないか伺います。

また、市は事業者に対し、住民への説明会の開催と合意を義務化するガイドラインを制定すべきと考えます。市長のお考えを伺います。

続いて、大項目2、森林環境譲与税の用途について伺います。

令和6年度から、国税として国民1人に年間1,000円が賦課されています。皆さんにお支払いいただいております。森林環境譲与税は市町村に対し、間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされておりまして、市町村にある森林面積、それから林業就業者数及び人口により案分されまして、令和元年から県、市町村に譲与されております。

本市では、年間およそ2億円弱であります。用途についてはインターネット等により公表をしなければならないとされているため、総務省・林野庁のホームページを見ますと、非常に特徴のある使い方が全国で行われておりまして、非常に使い勝手のいい税金なんだと、非常に感心して見てまいりました。

本市でも、10年計画であれば20億円の事業ができると、秋田県森林・林業・林産業活性化議員連盟の石田事務局長からも御提言いただいております。そこで伺います。

単年度計画や継続事業など、これまでの主たる取組と成果、また今後の用途について伺うものです。

そして、もう1点であります。民間の森林所有者の経費負担と管理への不安を取り

除くことで、再造林の拡大を進めていこうということでございます。そのために、森林環境保全直接支援事業、これは植栽、下刈りに充てられるものでございます。これに市町村は、そういう民間で森林を持っている人たちにかさ上げ補助しますよという事業であります。これは68%は国から、残りの32%は森林環境譲与税を使っていいですよなので、言ってみれば100%補助になる、植栽と下刈りができる制度であります。

しかし残念ながら、見ますと、本市が7%と県の中で一番低いのであります。どういった仕組みで、これが低いのかどうか、そういった理由と今後の活用、この税金を活用していく方法を皆さんで考えていったほうがいいのではないかと思います。質問です。

環境譲与税を活用し、負担割合を上げ、森林所有者の負担割合を抑えるお考えはないか伺うものです。

続いて、大項目3、学童保育施設について伺います。

こども家庭庁では、保育政策の新たな方向性を掲げ、毎年本当に試行錯誤のようではありますが、一生懸命やっている感じがします。「持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現」を国の方針としています。

このたびの市の学童保育施設の計画について改めて検証してみれば、見直すべき要素があり、市の方針を伺うものであります。

こども家庭庁では、大変多くの見直しが行われておりまして、今、一番力を入れているのが幼児、それから学童についての計画予算が非常に盛り込まれておりますので、そういった方向で各自自治体における現状、課題の分析に基づく計画的な施設整備や取組への支援ということであつてあります。今後も学童保育関連の補助金が多く見込めるのではないかと思います。

その中でいろいろあるのですが、一番は学校敷地内の設置が最も安全であるというふうにも言っております。次に、国は学校施設の活用、いわゆる余裕スペースや教室など、こういったものを使用するというのも呼びかけています。そして計画では、危険を回避するというのが一番であります。いろいろありまして、お話を聞くと保護者の不安払拭が一番できていないのではないかなということでもあります。

こういったことを踏まえて、3点ほど質問させていただきます。

現計画での学童保育施設のメリットと、市民交流学習センターの耐用年数などを考慮し、施設利用できる期間は何年かなど伺うものであります。

続いて、新設の場合、国や県の補助等を考慮した市の財政負担について伺うものであります。

3点目、市民への説明が十分に行われ、理解を得られるまで計画の見直しを行うべきと考えます。市長の御答弁をいただきたいと思っております。

以上、大項目3点について伺います。御答弁よろしく願いいたします。

【1番（阿部十全議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、阿部十全議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、風力発電についての（1）低周波音による健康被害が心配される中、何を

もって安全と考えるのか、市の根拠はについてお答えいたします。

これまでもお答えしておりますとおり、風力発電施設からの騒音等につきましては、平成 29 年に環境省が策定した風力発電施設から発生する騒音に関する指針において、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いとされております。

市といたしましては、安全性の周知などを行う考えはありませんが、騒音等による相談が寄せられた場合は、これまでどおり丁寧にお話を伺うなどし、相談者に寄り添った対応に努めてまいります。

次に、(2) 洋上風力建設による漁業への影響対策についてにお答えいたします。

本市沖の着床式洋上風力発電事業につきましては、約 30 キロメートルに及ぶ沿岸に 65 基の大型風車を建設する国内最大級のプロジェクトとして計画されております。

洋上風力発電設備の建設・稼働に伴う漁業への影響については、法定協議会の実務者会議として設置された漁業影響調査検討委員会において、国・県の機関をはじめ、大学、海洋政策、海洋研究団体等の有識者が構成員となり、発電事業者自らが実施する漁業影響調査の方法やスケジュールの立案などについて審査し、調査が適切に行われるよう様々な意見が出されております。

これまで、漁業影響調査検討委員会は 2 度開催され、道川、松ヶ崎、本荘、西目それぞれにおける地区別調査計画案や漁業影響調査の手法案について審議・承認されたところであり、一方で事業者においては、これまで漁業者等へのヒアリングのほか、漁況旬報等漁獲データなどの調査を実施しているものと承知しております。

漁業影響調査の進捗については、現在、風力発電稼働前に実施する事前調査に向けた準備段階にあるものと理解しておりますが、先般、三菱商事等の事業者より発表された事業性の再評価により、漁業影響調査の進捗にも少なからず影響があるのではないかと危惧しているところであります。

なお、洋上風力施設の建設による漁業への効果といたしましては、モノパイル基礎部の蛸集効果が期待できるとされており、一方、漁業振興に向けた取組といたしましては、稚魚の放流などの水産資源の増養殖事業が、既に一部先行実施されておりますが、基本的には運転開始後に出捐される基金を活用した地域共生策の協議の中で、高い効果が期待できる振興策を検討してまいります。

今後、事業者による事業性の再評価の結果によっては、多方面にわたり様々な影響が出ることも懸念されますが、市といたしましては、漁港改修や機能保全といった整備と併せ、洋上風力発電事業における地域共生策を活用しながら、漁業者にとって大きな成果につながるよう、漁業協同組合等と連携して取り組んでまいります。

次に、(3) 陸上風力事業者の公開による説明会の開催についてにお答えいたします。

令和 6 年 4 月に改正された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法では、同法に基づく事業計画の認定に当たって、新たに説明会等の開催が必要とされたところであり、それを踏まえ、資源エネルギー庁では説明会及び事前周知措置実施ガイドラインを定め、説明会の要件等、その運用について基本的な考え方を示しております。

このたびの法改正後、昨年4月1日以降にFIT、固定価格買取制度等の認定を取得しようとする事業者は、認定申請前に、同ガイドラインに則した説明会等の実施が義務づけられ、本市においても、これまで7件の説明会等が開催されております。

阿部議員の御提案では、事業者に対して利害関係者のみならず、説明を求める市民の方、全てに対する説明会の開催を求めるべきとのことですが、ガイドラインでは、事業敷地境界線からの水平距離等により、説明会等の対象範囲が定められており、その範囲の居住者及び土地・建物所有者等に対して説明することとされていることから、市といたしましては、基本的にガイドラインで定める要件を満たす説明会であれば、適切に対応されているものと認識しております。

一方、ガイドラインでは説明対象者の範囲について、一般的に対象となる周辺地域の住民のほかに、対象者として加えるべき者がある場合は、それについて、市町村が意見を述べることでできるとされており、ガイドラインでの例示を見ると、実施場所の下流域に居住者がいる場合など、直接的に影響が及ぶような対象者を想定しており、そうした者が存在する場合には、適宜意見として申し述べてまいります。

なお、全ての既存風力発電施設においても、安全等の対策が取られているかを確認するために、説明会の開催を求めるべきとのことですが、一般的に法律やガイドラインの改定内容を遡って適用することは適切ではないとされていることから、困難であると考えております。

次に、(4)景観の変化に伴う影響と市民の同意を得るための方法についてにお答えいたします。

本市では、シンボルである霊峰鳥海山をはじめとした、豊かな自然と美しい景観を有しており、これまでも市民、地域、鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会などの関係機関の協力を得ながら、貴重な景観等の保全に努めてきたところであります。

他方、気候変動に関する政府間パネル、IPCCの第6次評価報告書においては、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範かつ急速な変化が現れている」との強い警告がなされております。

本市におきましても、昨年7月には過去に経験したことのない集中豪雨により、甚大な被害を受けたところでありますが、全国的にも豪雨災害が激甚化、頻発化し、その要因の1つとして、地球温暖化による海水温の上昇が起因しているものと指摘されており、気候変動問題への取組は喫緊の課題であると認識しております。

気候変動問題への対応といたしましては、地球温暖化の原因の1つとされる二酸化炭素の削減を図ることが極めて重要であり、そのためには再生可能エネルギーを利用した発電の導入促進が効果的であるとされております。

基本的に私は、風力発電をはじめとする再生可能エネルギー発電施設の建設を推進する立場ですが、無条件に推進しようとするものではなく、自然環境との調和を図りながら導入を進めていくことが必要であると考えております。

そうした観点から、一定規模以上の事業に求められている環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントについては、自然環境との調和を確保する仕組みとして、十分機能しているものと考えております。

これまで、一般質問答弁等で幾度も申しておりますが、環境アセスメントは、その事業の内容が環境にどのように影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者が調査・予測・評価等を行い、環境の保全など十分配慮した事業計画をつくり上げていこうとするものであり、この環境アセスメントを事業中のモニタリングも含めて徹底していくことが、今後も極めて重要であります。

市といたしましては、事業者の責任において、環境アセスをはじめとする関係法令やガイドラインを遵守し、また、環境アセスの配慮書、方法書、準備書の各段階において寄せられた意見に真摯に向き合い、対応していただくことで、立地地域と共生し、次世代へ豊かな自然環境を引き継ぐことのできる事業となるものと考えております。

次に、(5) ビジターセンターを活用した事業者との協力方針についてにお答えいたします。

本市沖洋上風力発電事業につきましては、国内でも最大級の計画であり、広く高い関心を集めていることから、視察や意見交換などを目的として、行政関係者や民間事業者に加え、風力発電に関連するテーマを研究する大学生など、県内外から多くの方が本市を訪れている状況にあり、工事着手後にあっても、さらなる交流人口の拡大が期待されるものであります。

ビジターセンターについては、風力発電の仕組みや再エネについて学ぶことのできる施設として、また、インフラツーリズムなど、観光誘客の推進や観光産業の活性化にも寄与するものと捉えており、本市沖事業の公募前に開催された事業説明会において、その設置を強く要望し、また、事業者選定後にも、その実現に向けてお願いをしております。

現時点においては、設置に向けた方向性について決定しておりませんが、市といたしましては、設置時期などを含め、今後、事業者と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、(6) 環境影響評価に地域特性を考慮する県条例の制定と、市は事業者に対し説明会の開催と合意を義務化するガイドラインの策定についてにお答えいたします。

県の環境影響評価条例では、規模等の要件はありますが、風力発電設備も対象となっており、事業者は実施する事業や地域の特性、住民等の意見などを踏まえて、必要な項目を調査、予測及び評価を行うこととされているため、現時点では問題なく運用されているものと認識していることから、市で何らかの申入れを行う考えはありません。

次に、住民への説明会の開催と合意を義務化するガイドラインの策定につきましては、阿部議員の意図する合意の内容や対象範囲等は分かりかねますが、関係法令やガイドラインを遵守して設置される設備につきましては、合意を義務化する考えはありません。

また、説明会の開催につきましては、市の再エネガイドラインにおいて、近隣住民等への説明会を求めています。令和6年4月の再エネ特措法改正により、国の説明会及び事前周知措置実施ガイドラインが策定されたことから、現在、内容の見直しを進めており、改訂後は国のガイドラインの内容に準じた説明会等の実施を求めることとしております。

次に、2、森林環境譲与税の用途についてにお答えいたします。

森林環境譲与税は、地球温暖化や災害の防止等を図るための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から制定された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、令和元年度から地方自治体に譲与されており、市町村においては、間伐等の森林の整備に関する施策と、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされ、本市には令和5年度までに6億5,000万円が譲与されております。

本市において、これまで森林環境譲与税を財源として取り組んできた主な事業といたしましては、放置林整備を推進する市独自の森林経営管理制度推進交付金があり、これは森林経営計画が未作成で、かつ適切な森林管理が10年以上行われていない杉人工林の所有者に対して意向調査を行った上で、林業事業者が主体的に森林整備を実施できるよう、市が保育間伐に必要な費用を林業事業者に交付するもので、この制度に基づく森林整備の令和2年度から5年度までの実績が約140ヘクタールとなっております。

また、林業に従事する担い手の確保を目的とした林業就業者確保対策事業費補助金による支援によって、令和4年からの3年間で12名の新規就業につながったほか、ICTによる林業の低コスト化を目的とした森林の航空レーザ計測を実施し、今年度で約7万ヘクタールの私有林の計測が完了しております。

今後の森林環境譲与税の用途につきましては、これまでの森林整備等への支援のほか、航空レーザ計測結果に基づく森林資源解析で得られた樹種や材積などの森林資源データを活用した林業現場の作業効率化に対する支援等を検討しております。

次に、御質問の森林環境保全直接支援事業に対する市かさ上げ補助割合の引上げについてであります。これは森林経営計画森林を前提条件とし、間伐等の森林施業に対して支援を行う国庫補助率68%の事業であり、これに対する県内各市町村の支援は、本市の7%から最大で32%までと幅があるほか、中にはかさ上げを行っていない自治体があるのが実情であります。

市内の森林で、森林経営計画が作成されている割合は、私有林面積の2割程度と低い状況にあることから、まずは放置林など、林業経営に適さない森林等を林業事業者と連携して森林整備に取り組むことで、将来的には森林経営計画が作成可能な森林に移行していくことが重要と考え、まずはこれを優先課題として推進するため、市独自の森林経営管理制度推進交付金を創設したものであります。

これにより、将来的には、森林経営計画策定森林割合を引き上げることにより、結果として、国の補助事業である森林環境保全直接支援事業が活用可能な森林が拡大していくものと捉えております。

このことから、現状においては、かさ上げ補助割合の引上げは検討しておりませんが、今後の再生林の動向や森林所有者の負担軽減の必要性を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

市といたしましては、今後も森林の持つ多面的機能の高度発揮と地域林業の育成整備を図るため、森林環境譲与税を最大限有効に活用しながら森林整備の促進につながる施策に取り組んでまいります。

次に、3、学童保育施設についてにお答えいたします。

本荘東小学校区放課後児童クラブ、いわゆる学童保育施設の整備方針の決定に至るこ

れまでの経緯につきましては、本荘東小学校の校舎内、学校敷地内、本荘東中学校校舎内、周辺地域の空き店舗など広く、国が定める学童保育の設置基準を満たすスペース確保が可能か、また、通学路の安全面、施設の耐久性、工事期間、周辺環境等、様々な要素を総合的に検討してまいりました。

その上で、財政負担などについても勘案し、最終的に市民交流学習センター内と決定したものであります。

御質問にありました施設の耐用年数につきましては、秋田県が昭和 62 年 3 月に建設し、築 37 年が経過しております。

市民交流学習センターは、本市の公共施設等総合管理計画において、使用できる期間について、秋田県と同様に、日本建築学会、建築物の耐久計画に関する考え方による建築物全体の望ましい目標年数の代表値に準じて、目標使用年数を 60 年としており、十分な強度があることから、今後さらに、できるだけ長く利用できるよう、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

また、現在、市民交流学習センターは、多くの市民の皆様にはサークル活動や会議等で御利用いただいておりますが、貸室利用への影響を極力小さくした上で、国の設置基準などを満たすことができる改修内容で対応できることから、費用対効果の面で大きなメリットがあると考えております。

学童保育施設を新築する場合の建設費につきましては、検討段階においては造成費や室内備品を除く木造建築で約 3 億円に上ると試算されたところであり、プレハブ工法を選択したとしても約 2 億 5,000 万円程度の建設費が必要であると見込まれておりました。

一方、施設建設費に対する補助金につきましては、子ども・子育て支援施設整備交付金の活用を想定しておりますが、待機児童解消の加算要件の適用により、基準額における補助率は国が 3 分の 2、県が 6 分の 1 とされており、補助対象経費の上限が 6,700 万円程度となることから、補助金は最大で 5,600 万円程度となり、市財政への影響は非常に大きいものとなっております。

また、学童保育の運営経費につきましては、これまでも国の子ども・子育て支援交付金を活用しており、基準額に対する補助率は国・県それぞれ 3 分の 1 となっております。

本荘東小学校区の学童運営経費については、現在、運営している尾崎学童クラブと同規模の人数となる見込みを踏まえ、2,000 万円程度の経費を想定しており、市はその 3 分の 1 を負担することとなります。

市といたしましては、説明会においての説明不足により保護者の皆様に誤解を与えてしまったことを真摯に反省し、今後は、より丁寧な説明によって御理解を得られるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（長沼久利） 1 番阿部十全さん、再質問ありませんか。

○1 番（阿部十全） 御答弁ありがとうございました。それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

初めに、大項目 1、風力発電について、(1) 低周波音による健康被害が心配される中、

何をもって安全と考えるのか、市の根拠はという質問に対しまして、話は聞くという御答弁をいただきました。市長は、直接話は聞いたことはおありでしょうか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

今までの中で、議員時代も多分、直接聞いたことがあると思いますが、はっきりといつ、どこで、誰と聞いたかというところまでは分かりませんが、全く聞いていないということはない気はしています。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全一さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。話を聞いていくということでございますので、今後も話を聞いていっていただきたいと思いますが、先般、エネ課も市民生活部長も含めて、被害を受けている方と面談させていただきました。そのとき、医師からの医証というものをいただいております。その資料は御覧になりましたでしょうか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 見てはいません。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 佐世保の医師が、これは病気であるということを表したものであります。これをかいつまんで読んでもよろしいでしょうか、議長。

○議長（長沼久利） 長いですか。

○1番（阿部十全） いえ、多分2分くらいで終わると思います。

○議長（長沼久利） はい。許します。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。議長の許可をいただきましたので、お読みさせていただきます。

佐世保市総合医療センター宇久診療所、有吉医師であります。本患者は自宅周辺の風力発電機群による動悸及び同原因によるストレス性睡眠障害である可能性が非常に高いことを証すということで、ここにその人の病名、医者に行ったもの、投薬された薬、そういったものを全部調べまして、その後、鑑定をしております。

この鑑定については、一つ一つ疑われる病気を全部削って、そして、この方は不眠の原因となり得る、鬱病、統合失調症、不安障害等も除外、除外のものがずっと書かれています。そして最後、睡眠障害の原因は外的ストレスしか存在しないというふうにしてありまして、その後、病名として風車病と診断しております。ここにそのものがあります。もっと詳しく知りたいという方は御本人の承諾も得ております。こういったものが、もう既に医師からも出ている状況でありまして、こういったことを周知しないとか、話を聞いてくれるというのはありがたいんですが、ぜひ、こういった人たちがいることを踏まえ、もっと市として、市民の健康に関することに真摯に向かっていたいただきたいと思いますが、今後やはり同じように健康被害の方がいるということですが、いわゆる周知はしていかないというお話でございますか。その方針で進めますか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 先ほど答弁した内容と重複しますが、産業振興部長より詳細については答弁させます。

○議長（長沼久利） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） ただいまの阿部十全議員の再質問にお答えいたします。

今、佐世保の医師の見解といいますか、そういったものを説明していただきましたが、私自身はそちらの資料を拝見させていただいております。

市長の答弁の中にも、これまでも申したとおり、環境省で示している指針で風車による健康被害の可能性は低いというふうなことは、再三申し上げております。そちらの環境省の指針を示すに当たっても、いろんな文献がある中で、そういったところについて整理をし、環境省では可能性は低いという指針を示したものと私のほうでは理解しております。

といったところで、文献の中にはもちろんその影響があるといった文献もありますし、ないといった文献もある中で、そういった整理がされたところでもありますので、1人の医者意見はもちろん慎重にといいますか、真面目に考えますが、そういったところについては、事業者伝えておりますし、さらに今までの市長の答弁においても、環境省で指針、それから法令等、国のほうで何らかの改正とか見直しがあった際は、それに適切に市のほうでも対応していくという答弁をしております。その考えに変わりはないことでもありますし、市民への周知でありますけれども、何を周知するのかというところでは、市では判断できかねるという理解をしております。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。今後、直接お会いして診断をいただいて、医師会のほうに正式な文書として出していくということです。そして、この方は、もう一言加えております。私の診断は、本患者住宅3キロメートル以内の風力発電機群を数日間、夜間のみ運行停止することで確定することが可能である。もし、私におかしいんじゃないかということであれば、止めてみれと。それをすれば、そこで結果が出ますよということも、この証明書で明かしております。

いずれ今後、このことは進んでいくと思いますので、また、よろしく願いをいたします。

続いて、風力発電は今回いろいろありましたので、1の（4）景観の変化に伴う影響と市民の同意を得るための方法について、若干伺わせていただきます。

今回の答弁中にありませんでしたが、いろんなところではフォトモンタージュとか、3Dとか、ポスター、チラシ、まして由利本荘市はテレビを持っておりますので、そういったものを利用して、もっと市民に進めるなら進める、理解してもらうなら理解してもらおうというような方向性の話が出てこなかったんですが、そういった御計画はおありでしょうか、伺います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 産業振興部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤嘉紀） ただいまの再質問にお答えいたします。

フォトモンタージュ等を使って、市民に主張するべきというふうなところだと思います。こちらにつきましては、様々な機会でも市のほうからも事業者のほうにフォトモンタージュについては出してほしいという市民からの要望があることは伝えておりますし、それについては事業者も了解しているところでもありますので、タイミングはいつになる

かは私のほうでは申し上げにくいですが、事業者のほうに市のほうからは申し伝えているということで、御理解いただければと思います。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 大変、前向きな答弁をいただきました。

事業者にもテレビとかに出てもらって、実際に市民との対談みたいな番組も作れば、本当にいいんじゃないかなというふうに思います。また、この1の（4）景観の変化に伴う影響と市民の同意を得るための方法についてというところで、市長にも大変細かく、長く、丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございます。

地球温暖化ということに対して進んでいく再エネ事業であるから、こういったことをやっぱり市としても進めていく方向であるということをいただきました。

そういうことであるからして、例えば、先ほど言った健康被害だったり、景観がちょっとよくなかったりとか、そういう中でも地球温暖化防止のために再エネは必要なんだということが市長の一番の肝なのかなと御答弁を聞いていて、そこを私ははかりかねたものですから、そこら辺を何というふうに考えているかお願いします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えします。

基本的には、先ほど地球温暖化の話だったり、去年7月の豪雨であったりと、いろいろなことで、地球温暖化がかなり気候変動、気候がおかしいことに相当影響しているということは周知をされておりますし、私は専門家ではありませんがそうだろうなど。それを防ぐ方法の1つとして、CO₂の排出を抑えないといけないんだという方向が、やっぱり今一番求められているし、国もその方向で動いているんだなということは私も認識をしております。

その視点から風力発電に限らず、再生可能エネルギーの導入というのは、しっかりと推進していくべきだろうという立ち位置にあります。

お話の景観等々については、全く私も阿部十全議員がおっしゃるとおり、自然も当然ですけど大好きであります。景観についてはなかなか個人差があったりということもあって、環境アセスという1つ指標があって、景観についてもしっかりと評価をするという中で、その辺の評価はしっかりとされているということでもあります。先ほどもお話しさせていただきましたけども、アセスが十分機能しているという立ち位置に立っている。なので、いろんな再生可能エネルギーについては、推進をする立場にいるというのは、冒頭に言ったような理由でありますし、景観を含めたいろんなものは環境アセスの中でしっかりとされているということを前提に、推進すべきという立ち位置にいるということでもあります。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。

それでは続いて、大項目1、中項目（6）であります。環境影響評価に地域特性を考慮する県条例の制定と、市は事業者に対し説明会の開催と合意を義務化するガイドラインの策定についてでございます。市のほうでは県のほうに申し出しないという、条例をつくってくださいということは言わないということで、よろしかったですか。そういうことですね。

分かりました。それでは、そのことについてちょっと質問させていただきます。

今回の洋上の撤退について県のほうではですね、知事がですね、いわゆるガイドラインを緩めて、規制緩和をしてでもいいからやってもらおうと、そういうことを県がもう既にお願ひしてしまっているんですよ。

でも、考えてみれば県のことですから、本来であれば、そういうことであれば、なぜそうなったのかの理由を聞いて、明かして、その後どうするのかということも聞いて、いわゆる落札契約でありますから、違約金とかも発生するはずですよ。

そういったことも含めて、あのコメントは余りにも早い……

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。通告外です。

○1番（阿部十全） いや、そんなことはないです。

県条例をつくれと言っていること。だからこんなことがあったので、県条例をつくらなきゃいけないんじゃないですかということの事例を言っているだけですけど、駄目ですか。

○議長（長沼久利） 答弁しています。通告外です。質問を変えてください。

○1番（阿部十全） まあ、こういった議会であります。非常に残念です。

健康被害を受けている方はですね、もう我慢しろと、地球温暖化防止のために、そしてたらもうからないからやめるって、地球温暖化なんかどうでもいい、もうからないからやめるという事業者に対して、駄目だ、やめるな、絶対やれと、それくらい言わないとおかしい。それが県の姿であり、市はそういったものに対して、市民を守るためにガイドラインをつくっていく。それが……

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん、通告番号はどこですか。

○1番（阿部十全） 1の（6）であります。それが当たり前だと思うんですが……

○議長（長沼久利） 移ってください。

○1番（阿部十全） それでは続いて、別の大項目2. 森林環境譲与税の用途についてに関して再質問させていただきます。

森林環境譲与税のことについても、大変丁寧に答弁いただきまして、ありがとうございます。今このレーザで、ずっと県との予算との合体というか、共同事業でレーザで森林を見て、その森林を測っていくということで、この地図とか航空写真というんですか、そういったものをいつ頃、市民にレーザのほうもやっているとということで、活用した森林整備を進めていくということですが、一般市民としてもぜひ見てみたいものだなと思ひまして、市民への公開はあるのでしょうか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に産業振興部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤嘉紀） ただいまの再質問にお答えいたします。

県事業と共同でやっております航空レーザの成果というふうなところだと理解しておりますが、こちらにつきましては、今現在、林業事業体のほうには既に公開という形をとっております、林業事業体でそちらを活用して、林業専用道の所有者等に、ここならできそうだというところですか、そういった働きかけを行っております。

この後の市民への公開であります、そのデータの中のこういったところが、まず有

効活用できるのかをまず検討していかなければならないところもありますので、検討中ではありますが、時期も含めて、今後の課題と捉えております。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 御答弁ありがとうございます。

このことは答弁にもなかったことを、1問聞いてもよろしいでしょうか。いわゆる、あれです……

○議長（長沼久利） 駄目です。

○1番（阿部十全） 小河川、いわゆる、この……

○議長（長沼久利） 駄目です。

○1番（阿部十全） 植栽、下刈りについて、小河川をこの……

○議長（長沼久利） 駄目です。

○1番（阿部十全） 整備することで、ようするに水害を……

○議長（長沼久利） 移ってください。

○1番（阿部十全） もっと小さくできるのではないかといったところ……

○議長（長沼久利） 再質問は移ってください。

○1番（阿部十全） 予算は使わないのか。というところでございますが、そこを伺ってもよろしいでしょうか。

○議長（長沼久利） 駄目です。

○1番（阿部十全） 駄目。はい、わかりました。使途、どのようなことに使ったかを聞くというふうに質問にありましたけども、駄目ということでございました。非常に残念であります。

それでは、3. 学童保育施設について、これもいっぱい駄目が来るのかな。これはいろんな方法を検討したというんですが、時期はいつですか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に健康福祉部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

検討時期という御質問でございますが、まずは新しい小学校の校舎内を先に検討してございます。次に学校敷地内という検討に移っておりますが、時期的には令和5年中の検討ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 統合小学校になるというのは、もっと前から話がありましたので、そのときには学童保育施設の話は出てこなかったのでしょうか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

正式な教育委員会等の協議というのは令和5年6月にスタートしてございますが、それ以前からも断続的に正式な協議という形ではございませんが、相談ということで、所管といたしまして検討は進めていたところではございます。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） その時点では、まだ相談ということでしかなかったと。そして、令

和5年になって、やっと学童保育施設についてお話しされて、それでいろいろな場所を検討されたということでございます。そして、その検討した場所について、公開されたのか、もしくは庁舎内だけでの検討であったのか、教育委員会、それから地域の皆さんとの話し合いはあったのかを伺います。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

その検討につきましては先ほど申し上げましたが、学童の所管である私どもの部とそれから教育委員会との協議というところで学校敷地に関して申し上げますと、両部局での検討ということで最終的に庁舎内でコンセンサスを得るような流れになっておりますが、また、それ以外に学校敷地外の検討して、例えば、答弁の中にもありました空き店舗といったところにつきましては、担当部局のほうで民間のそういったところへも御相談をしながら検討を進めたところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 通学路に当たる住民の皆さん、そして、教育委員会との話し合いはどうだったのでしょうか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） お答えいたします。

保護者、それから住民の皆様への御説明に関しましては、昨年11月末に、整備を予定しております市民交流学習センターの利用者へという形で、地域の方への御説明をしております。それから保護者の皆様につきましては、昨年12月、それから今年1月の初めに新たな本荘東小学校区学童クラブの整備について、御説明を申し上げたところでございます。

先ほど教育委員会というお話がございましたが、それは先ほど答弁いたしましたとおり、令和5年6月から正式に教育委員会との協議をスタートさせたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。

こうした敷地内に建設の場合、そういった所管も関係してくるのではないかと思います。そういったところは関係なかったのでしょうか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

あくまでも小学校敷地ということでございます。所管部署が教育委員会でございますので、そちらのほうとの協議という形でございます。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 市長答弁の中に施設は60年もつと、維持管理をしながらやるということですが、どれくらいやるかという具体的な数字が出ていませんでしたので、願います。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

今回の学童整備に限らず、公共施設につきましては、いわゆる長寿命化といえます

か、適切な維持管理を行いながら、今回の答弁にありますとおり、しっかり目標耐用年数まで使えるようにしていくとございます。具体的にどういった改修で経費をかけていくか等につきましては、それぞれの施設におきまして、ある程度の整備計画、修繕計画等を立てながらやっておりますので、市民交流学習センターにつきましても、今回の学童保育施設整備とはまた別に、例えば照明のLED化とか、そういったところを計画的に進めておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 60年から逆算すれば、残り何年ですかということです。使用できる期間。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） お答えいたします。

築37年が経過しているという御答弁を申し上げます。ですので、60年引く37年で、23年ということですのでよろしく願いいたします。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 古くなっていくものを維持管理しながら使っていくことと、費用対効果、財政的に新しく作ったほうが安く上がるんじゃないかという見積りの式はありますか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） お答えいたします。

今回の改修した場合の費用というのは、当然見込んだ額がございます。ただ、維持管理の経費につきましては、先ほども申し上げましたが、少し先の将来につきましては、計画的にということで照明のLED化とか、そういったところで、これぐらいの修繕経費がかかりますという計画はございますが、23年先までの計画は持っておりませんので、今の御質問につきましては、お答えいたしかねる状況にございますので、よろしく願いいたします。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） たしか市長答弁で、費用対効果を考えればこの市民交流学習センターだとおっしゃっているのですが、その費用対効果を今伺っているわけです。そういったことを計算されていなかったということですよ。そういうことなんだろうなというふうに思います。

この後、大友議員へ市民からのたくさんの声が寄せられているようなので、また、そういったことは後々聞くことにいたしまして、本当に費用対効果が見込めるかどうか、そういったことに対しての詳細な報告等はいただけるものでしょうか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） お答えいたします。

改修経費につきましても正式な数字をまだ算定してございませぬので、具体的な費用対効果、どれぐらいの金額があるかという辺りまでは、まだお示しはできないんですが、まずは答弁にありまして、現在の既存の施設を利用するということ、これがまず1つ大きなメリットかというふうに考えてございます。

ただ、その際に既存の施設を既に御利用されている方がいらっしゃるわけですので、

今回の市民交流学習センターの改修部分につきましては、比較的少ない部分の改修で対応できるということで、大きく見て、費用対効果の面でメリットがあると答弁をさせてもらったところですので、よろしくお願いたします。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 今、あそこを利用してくださっている市民の皆さんのお話を聞いているのではなくて、そこに行く通路や道路の除雪や照明、それを23年間。そして、もしかすれば見守り隊、地域の人々の協力も必要になってくるだろうと。いろんな協力を得ていかないと維持できなくなっている。しかし残念ながら、子供見守り隊の年齢が私くらいなんですよ。見守り隊の見守り隊が必要なくらい高齢化になっているんですよ。

こういった非常に重い負荷の中で、本当にそういう費用対効果を考えていたのかどうか、ここら辺もきちんと出していただきたいんですが、そういったものもなく、ざっくり財政的にこっちのほうが安く上がる、こっちのほうが補助金、国から来る6,000万円、そのうちの5,000万円、5,500万円を充てれば、まあまあできるねがというような財布の中身だけ見て、これを進めたんじゃないかというような、そういう気がするのです。

そういったところの今後かかっていく費用、費用対効果ということですが、財政的なことを考えて、あそこにするコメントしているんですから、そのことに対してのきっちりしたコメントいただきたい。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） お答えいたします。

今のお話は多分、学校から学童保育施設までの移動、その間の道路の関係と存じますが、こちらの想定しているルートに関しましては、市道であったり、国道であったりということで、しっかりと歩道の整備された、照明もある道路になってございますので、そこに関しては、学童の通路ということだけでなく、通常の道路維持管理ということで、これから先もしっかりなされていくものというふうに考えてございます。

それから、見守り隊のお話でしたが、市内の学童で見守り隊がついているところ、ついていないところ、様々ございますが、これはあくまでも、その地域の方の思いでボランティア的にやっただけの内容でございます。

今回の本荘東小学校区の学童につきましては、今のところ見守り隊というか、そこまでのお話は聞いておりませんが、当然、市のほうと学童の事業者、それから教育委員会のほうともしっかりと協議いたしまして、移動時の安全面については配慮してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） なかなか質問と答弁がかみ合わないような状況でございます。時間も時間でございますが、国が3分の2、県が6分の1、そして市町村が6分の1補助まで、こども家庭庁が出すというふうに改変されました。

確かに、こういう放課後児童クラブの受皿整備、まだいっぱいありますけど、この中にそれが載っております。それからこういった中に、先ほど言いました見守り隊、こういった地域の人たちが見守ってくれること、送迎のこと、職員の手当の時給を上げることなどなど、いっぱい今、子供のために国もお金をつぎ込もうとして、こういうものを

出しております。非常にありがたいことだと思えます。

そういった線に沿って、財政優先ではなく、子供、地域をもっと大事にしていこうというように、これを粗末にしているとは思いませんけれども、子供の目線、安全なところに通わせる。そして学校が近くであれば、何かあれば先生から普通の授業のことを伺って、その子供の特性を知ることができ、より深い、細やかな学童保育ができるんじゃないかと。これはそういったことも含めれば、まだまだ考える余地はいっぱいあると思うのですが、そういったことをお考えになっていないんですか。子供の安全面、これ1点、伺わせていただきますが、お考えになったんでしょうか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） お答えいたします。

これは先ほど市長が答弁したとおりでございますが、いろんな検討の段階を経まして、最終的に現在の市民交流学习センターでの整備ということで方針をまず決定させてもらったところでございます。

その中では、学校から学童までの安全面というのは、当然検討の中に入っております。それを考えますと、1キロメートルという距離について長いのではないかなといった御意見も頂戴するわけではございますが、通常の学校への通学距離を考えますと、当然それ以上の距離を通学されているお子様もいらっしゃいます。

そういったところで御理解をいただきたい部分ではあるんですが、先ほど申し上げましたように、通所、学校から学童までの安全面の確保、それから施設内での防犯面の確保、そういったところにつきましては、今後、市のほうと、まだ事業者は決定してございませんが、事業者のほう、それから教育委員会ともしっかりと協議をしまして、安全面を最優先に検討してまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ということは、予定より開所は遅れるということでもいいですか。遅れそうなんですか。予定より、遅れないですか。そうですか。はい、分かりました。

最後なんですけど、社会情勢、非常に社会の構造というものが不安定になってきて、子供へのリスクが非常に高くなっています。みんな、子供の安全が1番なんですよ。俺たちみたいに何人も、6人も、7人も子供がいれば、1人くらいっていうのがあった時代とは違って、雨でも雪でも歩けばいいという時代じゃないですよ。こういった社会の構造を考えれば、子供の安全第一というふうな目線で、この事業を行ったのかどうか、財政面が優先だったのか、その1点を伺います。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん、先ほどの不適切発言は削除してください。

○1番（阿部十全） 不適切発言。すみません。どこの部分ですか。

○議長（長沼久利） 後で言います。今は言えません。1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） もう少しこのことは、市民にもう1回投げかけて、考え直していくという、そういう姿勢をぜひ見せていただきたいと思えます。

この後は、大友議員に午後からバトンタッチしますので、ひとつまたどうか心の籠もった優しい気持ちで、子供たちを育てる保護者の皆さん、そして小規模で一生懸命学童クラブをやってくださっている皆さんに対して、本当に感謝の気持ち、優しい心で市長には接していただきたい。午後の答弁を楽しみにしております。

以上で、私の質問を終わります。

- 議長（長沼久利） 以上をもって、1番阿部十全さんの一般質問を終了いたします。
この際、午後1時20分まで休憩いたします。

午後 0時19分 休 憩

午後 1時19分 再 開

- 議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
一般質問を継続いたします。

11番甫仮貴子さんの発言を許します。11番甫仮貴子さん。

【11番（甫仮貴子議員）登壇】

- 11番（甫仮貴子） 皆様こんにちは。高志会の甫仮貴子でございます。立春も過ぎ、春はすぐそこまで訪れておりますが、まだまだ寒い日が続いております。本日は市民生活に直結したテーマ、大項目3点について取り上げました。市民の皆様の声を聞き、反映すべく頑張りたいと思います。それでは質問に入ります。

大項目1、市民生活の安心と安全を、(1)本市の防犯カメラについて、①設置状況はについてお伺いいたします。

安心で安全なまちとして、市民の暮らしを守るために、自治体や民間の設置する防犯カメラは、犯罪の未然の防止や抑止、万が一の事件や事故の際に捜査の手がかりになる、そして住民が安心感を得られるという3つの役割があると思われまます。

また、複数の防犯カメラの映像によるリレー方式で、逃走した犯人の住所を特定し、逮捕に至ったケースなども増えております。

かつて平成31年3月定例会の一般質問によると、犯罪抑止の目的で本荘地域の中心部に2か所と、学校施設24校のうち19校に設置しているとの答弁でございました。その後7年が経過いたしますが、本市の設置の状況と今後の設置計画についてお伺いいたします。

②個人情報の取扱いと開示請求のあった場合の対応について。

また、近年は、格段に性能が上がった顔識別機能つきのカメラシステムなども登場し、取得されたデータの取扱いには、より慎重を要するようになりました。

開示請求のあった場合の対応や蓄積されたデータの取扱いについて、防犯カメラの設置と管理に関するガイドラインはございますか。

また、住民自治活動支援交付金を活用し、町内会で防犯カメラを設置できるような仕組みもございますが、その防犯カメラの設置に関する交付金活用状況と市において設置箇所の把握はされておりますか。お伺いいたします。

(2)地域防災のさらなる推進を、①住宅用火災警報器の設置率向上についてお伺いいたします。

消防庁の発表した2023年の火災統計によると、火災は3月、1月、2月、12月、4月の順に多く、空気の乾燥や風が強い時期に多いという特徴がございます。

昨年3月、県内では住宅火災が相次ぎ、4日間で4件の住宅火災が発生し、5名の尊い命が失われております。本市では、令和5年2件、昨年は3件の住宅火災があり、市民の大事な資産の焼失がありました。

2006年消防法の改正により、新築住宅への火災警報器の設置が義務づけられ、2011年6月からは、全ての住宅に火災警報器の設置が義務化されております。

本市ホームページや市広報においても継続的に、必要性や条例で設置が義務づけられている寝室、2階以上に寝室がある場合の階段上部の周知に努められておりますが、昨年度の本市の設置率は79.3%、全国84.5%、県84.4%と比べても低く、また、設置箇所の条例適合率は50.4%と、全国、県の7割近い設置率に比べ、低調に推移しております。

火災警報器を設置することは、初期消火や避難の迅速化につながり、非設置に比べ、死者数、焼損床面積、損害額が4から5割減少するとも言われており、今後とも、設置率、条例適合率の向上と併せて、設置後10年の動作確認や機器の更新も適切に行われなければならないと思われまます。

他自治体では、広報や訪問活動以外にイベントを通じた周知や機器購入についての一部助成、設置の支援などが、設置率、条例適合率の向上に功を奏している事例もございます。また、障害者福祉や高齢者福祉事業においては助成対象となっておりますが、担当各所と連携し、効果的に周知され、活用されているのかお伺いいたします。

(2) 地域防災のさらなる推進を、②防災士の育成とその活躍の場を。

大規模な災害発生の際、特に発災直後は、地域の自主防災組織や地域住民によるボランティアが大きな力を発揮します。

このように地域、職場など、社会の様々な場面で自助や共助、そして協働を原則とした防災・減災の知識と技能を身につけ、地域の防災力を高める人材は必要とされているにもかかわらず、中核となる防災リーダーの担い手不足に悩む組織が多いという現状があります。

秋田県では、令和5年度から地域に根差した防災士を養成し、地域で活動してもらうことで、自主防災組織の活性化や地域防災力の強化を図るため、秋田県防災士養成事業を実施しております。事業の目的から、市町村からの推薦を受けた人を優先するとありますが、本市からは推薦はございましたか。あった場合は、どのような方を推薦し、今後どのように本市と連携し、どのように地域の防災力向上のために御活躍いただく計画かをお伺いいたします。

また、令和4年の一般質問の中で、令和3年度における本市在住者の防災士の人数は99名、地域の防災サポーターとしての活躍を期待するという答弁がございました。

近年の自然災害の頻発化や激甚化を受け、各地の自治体においては、独自の防災士登録システムを構築し、平時から総合防災訓練の協力、地域における自主防災組織研修会への講師派遣、自主防災組織未設置地域に対する設立の働きかけ、また、災害発生時には、避難所開設や運営支援などの役割を担い活動するという事例も増えております。

本市でも、地域防災や自主防災組織の中核を担う人材がまだまだ不足しており、防災、減災の知識を身につけた防災士の活躍が期待されます。本市における防災士登録システムの構築や、有事に活動できる防災士のスキルアップ研修などの計画立案については考えておられますか。お伺いいたします。

(3) 飲み水の安心を。

今、飲み水の安心と安全が揺らいでおります。2023年、秋田市の水道水から、欧州連合EUの規制値を上回る濃度のネオニコチノイド系農薬が検出されたことを受け、秋田

市は市民に対し、安心して水道水を使用してもらえるよう年3回の調査をし、市ホームページなどで公表しております。本市でも令和6年度より検査項目に追加されていることですが、検査結果とその安全性についてお伺いいたします。

また昨年、政府は、発がん性が指摘される有機フッ素化合物、P F A Sが各地の浄水場や河川で、暫定目標値である1リットル当たり50ナノグラムを超えた数値が検出されている事例があり、水道事業者に対し、2020年から2024年に検出された最大濃度、また、最大濃度が検出された浄水場の名前、水源の種類など調査の指示を出しております。

昨年は全国でも目標値を超えた事例はなかったものの、目標値以下であるが比較的高値の地域として、本市の浄水場1か所から1リットル当たり38ナノグラムが検出されているとの報道がありました。発がん性も指摘されており、体内に取り込まないにこしたことはない物質でもあります。

本市ホームページでは、できる限りP F A Sを低減するため浄水施設を整備したとありますが、どのような整備を行い、その結果、P F A Sはどの程度低減が図られたのかをお伺いいたします。

大項目2、社会的包摂のさらなる推進に向けて、(1)未来を担う子供たちを守り育てるために、①放課後子ども教室のより充実した運営をについてお伺いいたします。

放課後子ども教室は、教育委員会の管轄であり、通称キピーとも呼ばれております。放課後子ども教室推進事業として、国・県・市が3分の1ずつ費用負担し、運営しているものですが、全ての子供を対象とし、放課後や週末などに小学校の余暇教室を活用し、安心・安全な子供の活動拠点、居場所を設け、地域の人々の参画を得て、文化、芸術、スポーツなどを通じ、子供たちの生きる力と豊かな人間性を育むことを目的として、平成19年より取り組まれている事業です。キピーは、参加する子供たちにとっても、関わる地域の大人にとっても、地域社会が一体となり、子供たちを見守り、育てる共生の場でもあります。

以前、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、地域の課題解決や活性化を図る活動をするまちづくり協議会からも、学校ごとによる活動や利用状況に差があるという現実があり、活動の目的に沿うよう、キピーの存在や多様な人材にサポーターとして関わってもらえるよう周知が必要との提言がなされました。

そうした市民からの提言や関係部署の御尽力により、活動回数や参加児童、関わるサポーターの数などは大分増えたように思われますが、活動内容においては、依然として各教室間に大きな差異があるように思われます。

各教室の活動計画などの調整役でもあるコーディネーターには、会議など、情報交換の機会がありますが、関わるサポーターに対しても、期待される事業効果を十分に発揮するため、研修や情報交換の機会を設けてはとありますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

②インクルーシブな放課後児童クラブを。

社会的包摂とは、社会的弱者も含め、市民一人一人を取り残すことなく、社会の一員として取り込み、支え合う考えを指します。

放課後児童クラブは、児童福祉法、こども基本法並びに児童の権利に関する条約の理念に基づき運営されております。

趣旨としては、共働き世帯など、保護者が日中家庭にいない場合、子供たちが放課後安心して過ごせる居場所であり、また、子供たちが安心して環境で安全に過ごせることは、保護者にとっても、安心して預け、仕事に取り組むことができる、子育てをする家庭にとってはとても頼りになり、かつ大切な存在でございます。

そして、母親をはじめとする保護者が、子育てをしながら社会に出て、時間に拘束されず就労するという点からも、放課後児童クラブは、行って帰るまで安心と安全が確保されている子供の居場所であるということが、最も重要な観点であると考えます。

また同時に、あらゆる人が孤立したり排除されない、必要とする全ての人々が共生し、利用できる、全てを包括し、包み込むような、インクルーシブな場であるべきというように思います。

そこで、現在本市において稼働する15の放課後児童クラブについて、共生社会という観点から、医療的ケアを必要とする子供を含む障害のある児童、また、特別な配慮を必要とする児童の受入体制について、また、受入れが困難な場合、その御家庭が困らないよう、民間の放課後等デイサービスなどとの連携や協力体制は構築されているものでしょうか。お伺いいたします。

(2) 本市で食料支援の循環を。

一昨年、本市で行ったアンケート結果より、子育て世帯の約1割に相対的貧困が存在するという点に触れ、貧困だけでなく、誰もがつながりを持てる場としての子ども食堂の必要性を感じ、子育て環境の充実における子ども食堂の積極的支援をという項目で一般質問をさせていただきました。その際、子ども食堂は地域全体での子育てへの機運を醸成する有意な取組であり、市としても多数の団体に取り組めるよう、国や県、あるいは民間団体の補助制度などについて、情報発信を強化するという点で御答弁をいただいております。

今や全国において広がりを見せる子ども食堂は、約9,000か所ともいわれ、子供だけでなく、全ての人に対し、孤立や孤独を防ぐ、誰でもどうぞの場所、全ての人がつながれる場所として、地域に必要とされる場所となってきました。

その後、運営をしたいという方もおられ、実施に向けた準備が進められているところでございます。

本市では、社会福祉協議会がフードドライブに取り組み、定期的に家庭で眠っている消費期限の長い米や食品を集め、秋田市の一般社団法人フードバンクあきたに届け、そこから配分される仕組みを取っております。

本市では、そのほかにもフードドライブの取組をしている団体もあり、本市で食品を集め循環する仕組みをつくり、年間を通し、必要とされる御家庭や団体に効率的に届く仕組みがあればと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

(3) 誰もが安心して暮らせる由利本荘市に。

国立社会保障・人口問題研究所によると、2050年には全世帯に対する高齢者世帯は6割を占め、さらには約4世帯に1世帯が高齢者の独り暮らしになるという推計が出ております。また、日本総合研究所の試算では、65歳以上で、配偶者と子など3親等以内の親族がいない、いわゆる身寄りのない高齢者が、2050年には448万人となり、9人に1人という割合になると予測されております。

秋田県は日本一の高齢県でもあり、健康寿命の延伸、地域で支え合う共生社会の実現、高齢者の社会参加を促し、孤立させない取組が今後ますます重要になると思われます。しかしながら、2050年を待たずとしても、高齢者に限らず、独り暮らしの方の孤独死や、家族や地域住民との関係が希薄で、社会から孤立した状態での死亡を指す孤立死といった、身寄りのない方の身元保証や、死後の手続などを必要とするケースが、今後増加するものと予測されます。国でもそうした課題に対応するため動き出しておりますが、現在本市では身寄りのない方へ対し、生前から死後の身元保証サービスなどの相談にどのように対応しておりますか。

また、2023年度、総務省は、公営墓地を運営する市町村の58%が、管理する親族がいなくなった無縁墓を抱えているという調査結果を示しました。本市においても、市営墓地が無縁墓となった場合、使用料の滞納や墓所の取扱いについて、どのように対応しておりますか。お伺いいたします。

大項目3、投票率の向上に向けた取組を。

全国的な傾向として、投票率は低迷しております。要因は様々考えられますが、人口減や投票立会人確保の困難などを背景とする投票所の減少も、その要因の一つであるかと思われます。しかし、自治体によっては、投票所の数自体は減らしたものの、住所地にかかわらず投票が可能な共通投票所を複数箇所設置するなど、それぞれの実情に合った対応を行っている様子も各地でうかがわれます。

一方、制度の普及により利用者が増えている期日前投票については、投票所の数も利便性を考慮し、増加傾向にあります。県内の様々な自治体では、低迷する投票率に歯止めをかけるため、有権者を自宅から投票所まで無料送迎したり、投票箱を巡回させる巡回式移動期日前投票所、また、湯沢市では、2トントラックの荷台を使った移動期日前投票所を運営するなど様々な工夫を凝らし、投票率の向上を図ろうと取り組んでおります。

県内一の面積を誇る本市においても、移動手段を持たない高齢者の利便性を高め、投票率の向上を図るべきと考えますが、どのように考えているかお伺いいたします。先日の予算説明会でも、新年度予算に盛り込み、移動投票所の検討を進めるというお話が出たところですが、現時点において、どのような検討がなされているかをお伺いいたします。

以上、大項目3点についてお伺いいたします。

【11番（甫仮貴子議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、甫仮貴子議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、1、市民生活の安心と安全をの（1）本市の防犯カメラについての①設置状況はについてお答えいたします。

現在、市が街頭に設置している防犯カメラは、文化交流館カダーレ付近と本荘高等学校下の交差点付近に1台ずつ、計2台に加え、市内小中学校においては、全23校のうち20校に設置しているほか、羽後本荘駅東西自由通路及び総合防災公園に、それぞれ複数台設置しております。また、秋田県警察においては、県内の繁華街等を中心に防犯カメ

ラの設置を進めており、本市においては、本荘地域の中心市街地に5か所設置しております。さらに、市や由利本荘保健所においては、不法投棄対策として、市内の複数箇所に期間を定めて防犯カメラを設置するなどの取組も行われております。

市といたしましては、現時点で増設するなどの具体的な計画はございませんが、由利本荘警察署や防犯活動に携わる各種団体と連携を図りながら、設置の必要性を検討し、引き続き市民の安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

次に、②個人情報の取扱いと開示請求のあった場合の対応についてにお答えいたします。

市が管理している防犯カメラのうち、カダーレ付近と本荘高等学校下にある2台は、不特定多数の方が往来する屋外の市道にあることから、設置及び管理運用に関する要綱を定め、個人情報の取扱いや開示請求などへ対応しているところであります。そのほかの施設に付随した防犯カメラにつきましては、個人情報の取扱いなどに留意しながら、適正な運用に努めておりますが、共通したガイドラインなどはございませんので、今後は市独自のガイドラインの整備を検討してまいります。

なお、住民自治活動支援交付金を活用した町内会による防犯カメラの設置につきましては、令和元年度から令和5年度までの期間において設置の実績はありませんが、町内会より防犯カメラ設置の相談があった場合には、本交付金の活用について案内してまいります。

市といたしましては、市が管理する防犯カメラにおいては、引き続き、有用性とプライバシーの保護との調和を図りながら、適正な運用に努めてまいります。

次に、(2)地域防災のさらなる推進をの①住宅用火災警報器の設置率向上についてにお答えいたします。

住宅用火災警報器につきましては、御承知のとおり2011年の6月より全ての住宅に設置が義務づけられており、今年で15年目を迎えております。全国的には、警報器の作動により、初期消火、早期避難につながった事例が多く報告されており、市におきましても、ガスコンロからの出火を早期に発見するなど、これまで3件の事例が報告されております。

また、全国的に高齢者が被災する住宅火災が増加しており、高齢者世帯に対する警報器の普及は非常に重要であると認識しております。市といたしましては、警報器の設置義務化に合わせて、時限的に所得の低い高齢者世帯などへの給付制度を創設し、警報器の設置を支援したほか、広報紙や市ホームページ、消防団によるチラシの配布、社会福祉協議会と連携した要援護者世帯防火診断など、様々な機会を捉えて市民の皆様へ周知を図ってきたところであります。

今後、関係者の連携による普及の推進に努めるとともに、高齢者世帯に対しましては、個別訪問時に警報器設置を支援メニューの1つとしている日常生活用具給付制度の活用について周知しながら、さらなる設置率向上に努めてまいります。

次に、②防災士の育成とその活躍の場をについてにお答えいたします。

防災士は、日本防災士機構が定める研修等を履修し、防災に対する高い意識と一定の知識及び技能を有するとして、試験に合格した者が認定されております。防災士には、地域社会の様々な場面において、有事に限らず平時においても、地域の防災リーダーと

して総合的な防災力発揮の中心となって活動されることが期待されており、市といたしましても、地域防災力のさらなる強化を図る上で、防災士との協力体制の構築は極めて重要であると考えております。

一方、過疎化や高齢化などにより、地域防災力を支える担い手の不足が課題とされていることを踏まえ、市といたしましては、地域に根差した自主防災組織や地域防災力の中核となるリーダーの育成を図るため、令和5年度から秋田県防災士養成事業に参画しております。本事業に係る本市の推薦要件といたしましては、由利本荘市に住民登録をしている方、かつ地域の自主防災組織の中核となって活躍することを確約できる方としており、令和5年度は2名、令和6年度は6名の方を県に推薦しております。

さらに市では、防災士の資格を取得後もさらに研さんを深め、平時からそれぞれの地域や団体で地域防災力の向上に向けた取組の中核となるとともに、近年の激甚化、頻発化する災害にも対応できるよう、防災士の方々に各種講座や研修への参加を促しております。先月開催された県主催の防災スキルアップ研修会には、防災士養成事業の修了者にも御参加いただいております。今後も防災士一人一人の防災に関する知識の習得や、災害対応力の向上につながる講座、研修への参加を呼びかけてまいります。

また、防災士相互の連携強化は、有事の際に相乗的な効果が期待できることから、情報交換や意見交換ができる場を確保することが大切であると考え、市では平成28年度に由利本荘市防災士ネットワークを設置したところであり、現在27名の方に登録していただいております。市といたしましては、市広報等を活用して、本市在住の防災士にネットワークへの参加を呼びかけ、意見交換や研修への参加を促すなど、防災士相互のスキルアップの場となるよう支援するとともに、今後も秋田県防災士養成事業を活用して、地域の防災リーダーとして活躍できる多くの防災士を確保し、より充実したネットワークを構築してまいりたいと考えております。

市の防災活動に協力いただける防災士につきましては、様々な役割を期待しているところであり、平時は、総合防災訓練の参加や防災講習会への協力などによる地域における防災意識の啓発、また、災害発生時においては、消防や警察、自衛隊などの公的支援が動き始めるまでの間、被害の軽減を図るとともに、幅広く被災者の避難誘導や避難所の運営に当たっていただくなど、災害のフェーズに応じて、ともすればマンパワーが不足しがちな行政の災害対応への協力をお願いしたいと考えており、今後とも防災士との連携を深めながら、ネットワークの構築を推進し、地域防災力の底上げに取り組んでまいります。

次に、(3) 飲み水の安心をについては、企業管理者から、2、社会的包摂のさらなる推進に向けての(1) 未来を担う子供たちを守り育てるための①放課後子ども教室のより充実した運営をについては、教育長からお答えいたします。

次に、②インクルーシブな放課後児童クラブをについてお答えいたします。

障害の有無にかかわらず、児童を同じ空間で受け入れ、児童が個々に必要な援助を受けながら、共に成長できるインクルーシブな子育て環境の整備は、大変重要であると考えております。

現在、市内には、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育が15か所、また、近年増加している放課後等デイサービスは7か所で実施されておりますが、放課後等デイサービス

は、障害を持つ18歳未満の障害児及びその家族に対し、発達支援や助言等を行う障害福祉サービスであり、利用には市への申請のほか、相談支援事業所が作成する利用計画が必要となります。市から相談支援事業所へつなぎ、利用手続をスムーズに進めるためにも、児童の特性などから、放課後等デイサービスの利用または学童保育の利用で迷われている場合は、福祉支援課の窓口にて御相談いただくようお願いしております。

また、医療的ケアが必要な児童につきましては、今のところ学童保育の利用はありませんが、保育所においては医療的ケア児への支援が開始されており、今後、ニーズが見込まれることから、市、保護者及び放課後の居場所を提供する事業者との間で、受入体制の整備に向けて検討してまいります。

現在3名の児童が、民間の放課後等デイサービスと学童保育の双方に登録し、利用計画に基づき利用しておりますが、双方の事業者が児童に関する情報を共有しながら、連携して適切に支援しているものと考えております。

市といたしましては、今後、放課後等デイサービス事業者も参画している障がい者支援協議会を学童保育事業者との意見交流の場として、さらなる連携や協力体制の強化に努めてまいります。

次に、(2)本市で食料支援の循環をについてお答えいたします。

市内で先駆的に食料支援に取り組まれてきた由利本荘市社会福祉協議会では、年2回のフードドライブを実施しております。寄附された食料品は、秋田市の一般社団法人フードバンクあきたに集められ、他の団体や企業から提供された食料品と合わせて、県内の市町村社会福祉協議会をはじめとする支援団体を通して、生活に困窮している家庭などの支援に役立てられております。現在のフードバンクあきたを核とした広域的な支援の仕組みによって、必要な食料品の確実な確保や偏りのない品目の配付が可能になっているものと捉えております。

加えて、由利本荘市社会福祉協議会では、今年1月27日から、試験的に市内の一部のコンビニエンスストアと連携した、新たな食料支援の仕組みをスタートさせており、今後、市内での食料支援の輪が広がり、必要とする家庭に一層の支援の手が差し伸べられていくものと期待しております。

市といたしましては、社会福祉協議会の活動に対し、食料品回収ボックスの市役所庁舎内への設置や提供の呼びかけを行うなど、支援を継続してまいります。

一方、秋田県社会福祉協議会が事務局を担うあきた子ども応援ネットワークが、子ども食堂を運営する団体などに対し食材を提供しているほか、新たに活動を始めようとする団体等には、助言者の派遣や活動中の団体等の情報をホームページに掲載するなどの運営支援をしております。今後も市に、子ども食堂の運営を検討されている団体等からの御相談があった際には、これらの情報を提供してまいりたいと考えております。

次に、(3)誰もが安心して暮らせる由利本荘市についてお答えいたします。

高齢者などが医療機関や介護保険施設を利用する際、法令上は、身元保証人がいないことのみをもって、入院やサービスの提供を拒否することができないこととされておりますが、実際には利用料の滞納リスクの回避などを目的に、市内の医療機関等においても、身元保証人の設定を求められる場合があると伺っております。

市へ身元保証に関する相談があった場合には、福祉総合相談室や地域包括支援センタ

一などが窓口となり、事業概要などを説明した上で、必要に応じて民間事業者が行う身元保証サービスを紹介しております。

なお、身寄りがないなどのため、火葬を行う方がいない場合には、墓地、埋葬等に関する法律の規定により、市が火葬を執り行っております。

また、市営墓地の管理につきましては、単身世帯の方が使用申請を行った場合や既に使用している方が単身世帯になった場合には、使用者に代わって墓地使用に関する全ての義務を負う代理人を設定していただくことで、使用者が不明となるいわゆる無縁墳墓の発生を防止しており、これまでに墓地の承継人不在などによる管理手数料の滞納などの問題は生じておりません。

近年、自身の死後の手続などに関して、家族や友人に向け、人生の終末期に当たっての医療や介護、葬儀、お墓、遺品整理などについて記したエンディングノートという取組が進められており、毎年、地域包括支援センターが主催する研修会にも、多くの方に御参加いただいております。市といたしましては、こうした取組などを活用しながら、身寄りのない方への今後の生活や、死後への不安の解消につなげてまいりたいと考えております。

次に、3、投票率の向上に向けた取組をについては、選挙管理委員会委員長からお答えいたします。

私からは以上であります。

○議長（長沼久利） 三浦企業管理者。

【三浦守企業管理者 登壇】

○企業管理者（三浦守） それでは、甫仮貴子議員の企業局関係の御質問、1、市民生活の安心と安全をの（3）飲み水の安心をについてお答えいたします。

水道水の安全性に関わる水道の水質基準等は、国の厚生科学審議会において決定され、飲料水については、人が毎日2リットルの水を一生飲み続けても、健康への影響が生じないレベルで設定されております。御質問のネオニコチノイド系農薬につきましては、令和5年度に県内の水道水から検出されたことを受け、市では令和6年度から貯水池や河川など、表流水を取水している10か所の浄水場を対象に農薬の散布時期である5月、6月、7月、8月の4回検査を行っております。検査結果は、全ての浄水場で国が示す目標値の100分の1未満であり、目標値を大きく下回っております。

次に、有機フッ素化合物、PFASについてであります。令和2年度に水質管理目標設定項目に格上げされ、暫定目標値が1リットル当たり50ナノグラムと定められたことから、黒森川貯水池と子吉川の取水量の多い水源については、令和2年度から5年度まで毎年検査を行っております。検査結果は、検査機関で測定できる最も低い数値である5ナノグラム未満でありました。

令和6年度は、国から調査依頼があり、測定結果の報告を求められたため、湧水や井戸水を水源とする浄水場を含め検査を実施したところ、1か所の浄水場の水源から、1リットル当たり38ナノグラム検出されております。

PFASは、環境や健康への影響が懸念される人工的に合成された化学物質であることから、少しでも濃度を低減させ、安心して水道水を御利用いただけるよう、PFASの除去に有効とされる活性炭吸着設備を当該浄水場に設置いたしました。設置後は、当

該浄水場給水区域内の給水栓3か所の水の検査を毎週実施し、濃度の確認を行い、直近の検査では15ナノグラムとなっております。

また、PFASについては、令和8年度より監視項目から水質基準項目に格上げされることが濃厚となっており、水質改善や施設整備などを義務づけられることから、引き続き、水質状況の把握や監視を行い、浄水場の適正な運転や水質管理を徹底し、安全な水の供給に努めてまいります。

以上であります。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅）

それでは、甫仮貴子議員の教育委員会関係の御質問、2、社会的包摂のさらなる推進に向けての（1）未来を担う子供たちを守り育てるための①放課後子ども教室のより充実した運営をについてお答えいたします。

放課後子ども教室につきましては、コーディネーターやサポーターとなる地域住民やボランティアの方々の御協力により運営されております。この事業の目的は、放課後等における子供たちの安全・安心な活動拠点を設けるとともに、地域住民との交流活動等を通して、子供たちが健やかに育まれる環境の充実を推進しようとするものであり、市においては、平日の放課後に、帰りのバスの時間やスポーツ少年団などの活動までの時間を活用し、宿題をしたり、友達や地域の方々と交流したりしながら過ごす子供たちが多い状況にあります。

各教室において実施内容に違いがあるのは、利用する児童数や放課後における子供たちの活動状況に応じて、開設時間や日数が計画されていることに加え、コーディネーターやサポーターの方々が、それぞれの得意分野を生かした体験活動を取り入れるなど、工夫を凝らしながら運営されているためであります。

教育委員会といたしましては、これまでのコーディネーターの会議等に加え、サポーター同士の情報交換は、活動の充実を図る上で重要であると認識しております。今後は、地域学校協働活動事業の柱となる放課後子ども教室のさらなる活性化に向け、運営に携わる方々が情報共有できる仕組みづくりに努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（長沼久利） 齋藤選挙管理委員会委員長。

【齋藤悟選挙管理委員会委員長 登壇】

○選挙管理委員会委員長（齋藤悟） それでは、甫仮貴子議員の選挙管理委員会関係の御質問、3、投票率の向上に向けた取組をについてお答えいたします。

移動期日前投票所につきましては、4月6日執行の県知事選挙・市長選挙・市議会議員補欠選挙におきまして、令和3年から5年に投票所が廃止された鳥海地域笹子地区の西久米・赤倉・峠ノ下町内の3か所で、移動市役所の車両を活用し、開設することとしております。

今回は、初めての移動期日前投票所の開設であり、無線システムなど、投票所設置方法の試行という位置づけから、日数を1日に、場所を3か所に限定しての実施となりますが、7月執行予定の参議院議員通常選挙や10月執行予定の市議会議員一般選挙では、

徐々に期間や地域を拡大して、移動手段を持たない高齢者の利便性を図ってまいります。

このほか、若年層の投票率向上策として、県立大学や高校などにも設置できるよう協議を進め、様々な場所での移動期日前投票が投票率の向上につながるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん、再質問ありませんか。

○11番（甫仮貴子） 全てにおきまして、大変丁寧にお答えいただきましてありがとうございました。私の方から二、三点について、もうちょっとあるかもしれませんが、再質問させていただきます。

大項目1、市民生活の安心と安全を、(1)本市の防犯カメラについて、②個人情報の取扱いと開示請求のあった場合の対応についてお伺いいたします。

その中で、カダーレと本荘高校の下にある防犯カメラについては、要綱を定めているというふうなお話でしたけれども、そのカメラについて開示請求などがあったことはございますか。お伺いいたします。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、市民生活部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 遠藤市民生活部長。

○市民生活部長（遠藤裕文） ただいまの再質問にお答えいたします。

カダーレ前と本荘高校下のカメラにつきまして、開示請求はこれまでございません。ただ、開示請求ではないんですけども、捜査を目的とした警察からの依頼に基づく情報提供というのはございました。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） ありがとうございます。今まで開示請求はなかったということですけれども、個人情報保護法の中では、防犯に関するものでも、そういった場合、ここにカメラがありますと提示するように求められていると認識しております。以前、まさに市長が議員の時代に質問したその2か所について、私も場所が具体的にどこにあるかというのは分かっておりません。見つけられないでおります。

撮られているのも分からない状況があるかと思いますが、ここにカメラがあります、防犯カメラが設置されていますという案内はしているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（長沼久利） 遠藤市民生活部長。

○市民生活部長（遠藤裕文） ただいまの再質問にお答えいたします。

その2台のカメラにつきましては、防犯カメラ作動中、由利本荘市という表示を付けておりまして、通る方にカメラ設置が分かるような形としております。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） すみません、具体的にどちらかちょっと教えていただけますか。

○議長（長沼久利） 遠藤市民生活部長。

○市民生活部長（遠藤裕文） ただいまの再質問にお答えいたします。

カダーレにつきましては、カダーレ南側、本荘駅前郵便局がございしますが、そちらの交差点部分に1か所ございます。本荘高校の下につきましては、本荘高校の坂を下りてきたところに交差点がございしますが、そちらの方に1か所、合計2か所の設置となっております。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） ありがとうございます。あと、細かくガイドラインというのを定めていくということでしたけれども、やはり適切に使用していただきたいということもございますので、そのように進めていただきたいと思います。

続きまして、大項目1、中項目（2）地域防災のさらなる推進を、小項目①住宅用火災警報器の設置率向上についてお伺いいたします。

今の答弁の中で、以前、設置義務化の際、低所得の高齢者の世帯に対して、そうした助成事業という形で設置を勧めたということですが、今現在も高齢者のための福祉ガイドというものがございますが、その中で、日常生活用具給付事業としても、火災警報器も対象としているというふうに伺っております。

そのガイドブックを見ても、そこにはそういった火災警報器が対象になってるのは書いていないのですけれども、それを見て、これも対象になっているのであれば、うちもないから付けようかなという方もいらっしゃるかもしれません。あと、子供とか、親戚の人だとかが、高齢者の家庭に付けたらと勧めることもできるかと思えます。そこから辺の案内をされる予定はありますか。お伺いいたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

福祉ガイドへの品目の記載でございますが、実は、ほかにも対象になってる品目がありますが、給付の実績が少ないものに関しては、ガイドの方から記載を省略させていただいてる品目もございました。

ただ今回、火災警報器につきましては、平成23年の一斉給付から10年以上経過しているということで、今後は希望が増えることも想定されますので、早速ガイドの方に追記してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） ぜひ、お願いしたいと思います。

続いて、本市において令和5年度に2件、令和6年度は3件の住宅火災があったということですが、その世帯について、火災警報器が設置されていたのかどうか。設置されていても条例に適合している場所に設置されていたのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 消防長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 佐藤消防長。

○消防長（佐藤英樹） ただいまの甫仮議員の再質問にお答えします。

今、手元にそのデータがないので、後ほどお知らせしたいと思います。よろしくお伺いします。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） 設置されていて、大変な火事に、延焼しなかったとかそういうのであればいいなというふうに思ったところです。

ただ、やはり100%というのは難しいのかもしれませんが、大切な命、大切な財産を守るためには、設置率100%に向けた取組をぜひしていただきたいと思います。様々な折に触れて、広報などで周知されているのはよく存じ上げておりますけれども、他自治体の事例なども参考に、ぜひ進めてもらえればというふうに思っております。

続きまして、大項目1、(2)地域防災のさらなる推進を、②防災士の育成とその活躍の場をについてお伺いいたします。

本市でも秋田県防災士養成事業について実績があるということでお答えいただきましたけれども、それは一般の市民の方にも周知されていたのでしょうか。私はちょっと見ていなくて、どういった形で周知されていたのか。自分がやりたいとか、そういった希望を受けていたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、危機管理監から答弁させます。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 甫仮議員の再質問にお答えいたします。

この防災士につきましては、市のホームページ等に掲載いたしまして、県でこういった事業をやりますということをお知らせはしております。

○議長（長沼久利） 11番甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） ありがとうございます。ホームページをまめに見ていれば、そういった情報も得ることはできるかもしれませんが、もうちょっと広く、いろんな人が目にする場所、例えば広報であったり、そういったところにも案内をいただければいいのかなというふうに思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 甫仮議員の再質問にお答えいたします。

甫仮議員のおっしゃいますとおり、広く市民の皆さんの目に付くところに広報するように、今後、実施してまいりたいと考えております。

○議長（長沼久利） 11番甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） そのようにいろんな人が目にして、いろんな人が関心を持ち、防災士の取得にも非常に高い経費がかかります。そうした補助事業の中で、いろんな地域で希望する人や関心のある人がなってもらえると非常にいいというふうに思っております。

それに関してですけれども、令和3年度には本市在住の防災士が99名ということでしたが、もし把握していらっしゃいましたら、現在何名の防災士がいらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 甫仮議員の再質問にお答えいたします。

由利本荘市につきましては、令和7年2月現在で117名、今回、県の防災士の事業に4名参加しておりますので、この方々が3月資格取得の予定で、来月には合計121名の予定であります。

○議長（長沼久利） 11番甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） ありがとうございます。たくさんの防災士が本市にもいらっしや

るということで、ぜひ、地域の防災リーダーというか、担い手として一翼を担ってくれる方々になってほしいというふうに思います。

私自身も個人的に防災士の試験を受けて持っておりますけれども、先ほど答弁の中でもありました、由利本荘市の防災ネットワークというのを立ち上げるということでしたけれども、そうしたのにも取っていらっしゃる方の目に付くような形で周知していただいて、ぜひ、本市の防災力の向上に生かしてほしいと思っております。

続きまして、大項目2、社会的包摂のさらなる推進に向け、(1)未来を担う子供たちを守り育てるために、①放課後子ども教室のより充実した運営をについてお伺いいたします。

先ほど教育長の答弁の中で、そうした連携を持つために、そういった研修会なども今後検討してくださる、本市独自ということかと認識しましたがけれども、この質問を当局に投げかけた際に、既に県事業の学校・家庭・地域連携総合推進事業という中で、放課後子ども教室、放課後児童クラブ、家庭教育支援チームの関係者を対象とした研修会をなさっているということでした。

今後、こども家庭庁、文部科学省の方針としては、教育部局と福祉部局が連携したまさに県の事業に合致するような、連携を図る布石、道筋、そういった準備をしてるような研修と感じました。

今後、放課後子ども教室と放課後児童クラブとが、校内交流だとか、連携型の推進を進めると国の方では指針を示しておりますけれども、本市でもそうした方向性は考えていらっしゃいますか。お伺いいたします。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 甫仮貴子議員の再質問にお答えします。

今、私たちが子供に向かってのいろんな事業を考えるときに、一番検討してるのは、少子化で地域の中に子供の数が少なくなっていて、自分のうちに帰ったときに人との関わりが持てない。もしくは異年齢の人との関わりを持てない。それから地域の人との関わりを持てない。そういう状況が大きく生まれているというところを、何かの形で改善していかなければならないと考えております。

その中で、私たちが行っているキピーのほかに、放課後の教室も含めて、どういうふうな形でそれをスムーズに持っていくかというのは、今後も検討しながら、よりよい方向性に持っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長沼久利） 11番甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） ありがとうございます。そのように研修などを通じて、コーディネーターとか、サポーターとか、どこの放課後子ども教室でも、非常に一生懸命活動されているというのを存じておりますけれども、そうした今まで県でやってきた研修なども、連携や情報交換もできますし、すばらしい事業だと思います。

ただ、私もちょっと関わらせていただいておりますけれども、伝わっていないというちょっと残念なところがございます。

ぜひ、そういうのを計画した際は、参加したいという方に届くように、上手にお伝えしていただくようお願いしたいと思います。

続きまして、②インクルーシブな放課後児童クラブをについてお伺いしたいと思えます。

先ほどの御答弁の中で、今現在は医療的ケアを必要とするお子さんからの放課後児童クラブを使いたいという要望は上がっていないということですが、医療的ケアまでいなくても、障害というのは様々あるかと思えます。特別な配慮が必要なお子さんなどから放課後児童クラブを利用したいという相談などはあるものではないでしょうか。お伺いしたいと思えます。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 健康福祉部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

例えば、発達障害のあるお子様とか、そういった方の放課後児童クラブの利用についての御相談はという趣旨の御質問かと思えますが、そこについては、具体的には把握してはございませんが、答弁のほうにありましたとおり、何らかの障害があるということで、初めて放課後児童クラブの利用を考えてるということであれば、1度、市のほうに御相談をいただければ、それぞれのお子様の特性に合わせたところで、一般の学童でも大丈夫なのか、それとも障害福祉サービスのほうがより効果的なのか、そういったところを保護者の方、それから事業者と一緒に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） そうしたお答えですが、実際そういった方はいらっしゃったのかどうかをお伺いしたいと思えます。相談があったかどうかです。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） お答えいたします。

先ほどちょっと申し上げたのですが、実際の御相談があったかどうかについては、今把握してございませんので、お答えできかねます。申し訳ございません。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） 申し訳ございません。聞き逃していたかもしれません。今、発達障害のお子さんが増えていると感じますけれども、そうした中、私たち働く母親が安心して子供をまず預けられる環境とか、行って帰ってくるまでの安心というのは非常に大事なものと思っております。

既存の15か所の学童保育施設についてですが、安全とか安心が確保されている場所であると思っておりますが、発達障害とか、目に見えない特別な配慮が必要なお子さんたちが学童保育に行くまでの安全は確保されているのか、そこら辺をお伺いしたいと思えます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

答弁にもありましたが、3名の方が両方に登録をされてございます。その方たちにつきましては、比較的、学校と学童クラブとの距離が近いので、例えば迎えに行くとか、これはちょっと想像のところにもなってしまいうんですが、そのお子さんの特性に応じて

もし必要であれば、そういった配慮もしているものと考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） ありがとうございます。子育てが楽しい、子供を安心して預けられる、育てられる由利本荘市であってほしいと思います。そのように既存の放課後児童クラブも、これから新設されるところも同様に就労する保護者が安心して預けられる場所であってほしいと思います。引き続き、よろしくお願いいたします。

続きまして、大項目2、社会的包摂のさらなる推進に向けて、(3)誰もが安心して暮らせる由利本荘市についてお伺いいたします。

高齢化についてですけれども、本市に限らず、国全体でこれから課題になっていくであろうことでございます。本市でもしっかりといろいろ考えてくださっているということですが、民間のサービスを紹介してくださるということですが、自分で前もってそういうのが分かればいいのですけれども、高齢者に限らず、独り者でそういうことがあった場合なども対応してくださるということですが、そういった死後の不安の解消に向けて、何か市民に対する勉強会とか、研修会とかがあれば、非常に安心感が広がると思います。そういうのをお考えにはならないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

市民向けの研修会等というお話でございましたが、先ほど市長の答弁の中にもございましたが、エンディングノートという取組がございます。答弁の中にもありましたが、終末期に向かった医療とか、介護とか、それからもっと言えば葬儀とか、お墓のこととか、死後の遺品整理とか、そういったところまで自分なりにまとめて準備できる内容になってございます。

実際、その方がお亡くなりになったときに、そのとおりにいくかどうかはまた別として、その方の安心感が得られる取組になってございますので、この研修は、今年も1回やっております。昨年は2回程度やっておりますので、そういった研修のほうにたくさん来ていただいて、皆様に安心感を与えられるような形になればいいかなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 11番 甫仮貴子さん。

○11番（甫仮貴子） 丁寧にご答えていただき、大変ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（長沼久利） 以上で、11番 甫仮貴子さんの一般質問を終了いたします。

この際、午後2時55分まで休憩いたします。

午後 2時38分 休 憩

午後 2時54分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

発言の申出がありますので、これを許します。佐藤消防長。

○消防長（佐藤英樹） 議長より発言の許可をいただきましたので、先ほどの甫仮議員の再質問にお答えいたします。

令和5年火災の住警器の適合状況ですけれども、4件が条例適合していると、そして、1件が一部設置している。そして、全然設置していないというところが3件となります。令和6年は、一部設置が1件、設置なしが2件であります。

以上です。

○議長（長沼久利） 一般質問を継続いたします。

5番大友孝徳さんの発言を許します。5番大友孝徳さん。

【5番（大友孝徳議員）登壇】

○5番（大友孝徳） 皆さん、こんにちは。市民の困り事、アイデアや希望を市政に届け、みんなで作るみんなのまちに、これをスローガンとして活動しております、市民の窓口の大友孝徳です。ただいま議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

私が4人目の質問者でもあり、ここまでの流れの中で様々なプレッシャーもございしますので、なるべく朗らかに元気に質問させていただきますので、よろしく願いいたします。前の方と重複する部分もございしますが、通告どおり、大項目3点について質問します。

大項目1、業務委託先の状況把握について。

石破首相は1月24日の施政方針演説で、「人財尊重社会における経済政策にとって、最重視すべきは賃上げです。賃上げこそが成長戦略の要との認識の下、物価上昇に負けない賃上げを起点として、国民の皆様のご所得と経済全体の生産性の向上を図っていきます」と述べました。また、「賃上げができるよう、多くの中小企業に利益を上げていただくためには、取引の上流から下流まで、適切な価格転嫁や生産性向上を実現することが重要です。下請法の改正法案を提出するとともに、自治体等の官公需での価格転嫁を促進します」とも述べております。

そうした中、全国的にも、自治体からの委託料などでは、物価高騰などの影響を理由に会社を続けていくことが困難で、従業員の賃上げまでつながらない状況が見受けられます。従業員である本市民の生活を守るためにも、また、安定した施設運営や役務提供のためにも業務委託先などとの意思疎通は重要となります。

そこで質問です。業務委託先の経営状況や運営状況に不安があると把握した場合、指名方針はどう考えるのかお伺いいたします。

続きまして、大項目2、本荘東中学校区統合小学校の放課後児童クラブについて。

令和8年4月開校予定の本荘東中学校区統合小学校の放課後児童クラブについて、保護者の方々より様々な御意見を頂戴しましたので、ほぼ原文のまま紹介します。

1人目。「働いている親にとっては、放課後児童クラブはなくてはならない施設であり、本当にありがたいです。子供にとっても重要な場所です。だからこそ、もっと皆が納得のいく環境で設置してほしいなと思います」

2人目。「市民交流学習センターを改修するなら、新しく建設したほうが安全・安心なのは。学校が統合になって、規模が大きくなるのに、間に合わせでよいのでしょうか」

3人目。「事前に説明のないまま決定すること自体考えられない。新しい学校なので、もっと事前に説明が必要です。もっと時間をかけて、保護者や町内会の意見を聞いてほ

しかった。学区の保護者や地域の意向を無視し、市役所だけで決めるのはいかがなものか」

4人目の方です。「市民交流学習センター前の道路は、お迎えの時間がすごく混雑していて、センターから道路に出るのも時間がかかる。そんな場所に冬の間、子供たちを1キロメートル以上も歩かせるのか」

5人目の方です。「新校舎近辺に設置されるものと思っていました。市民交流学習センターに設置されることを聞き、しかも、保護者や町内の方にも知らされていなかったことをびっくりしております。この事実疑問と不安と不満だらけです。センターで決定でしたら、学校からの直線道路を整備してほしいです」

最後、6人目の方です。「市民交流学習センターに放課後児童クラブを設置するのは、安全面・防犯面にとっても不安を感じます。学校敷地内なら安心して預けられるのに、離れた場所に子供たちが歩いて行くと考えると、不安しかありません。ならば、小学校建設などせず、今までどおりにしていただきたいものです」

このように、ちょっととつぴな御意見もございますが、大事な大事なお子さんを預ける親として、もっともな御意見ばかりです。どうしてこんなことになってしまったのでしょうか。

そもそも統合小学校の基本計画の検討は、何年何月から開始されましたか。放課後児童クラブの学校内、もしくは敷地内整備を断念した時期と理由はなぜですか。学区内保護者への説明会が、ここまで遅れたのはなぜですか。

市民交流学習センターの改修費用として、国4,173万円、県1,043万円、市1,043万円、計6,259万円を投入する予定のようですが、6,259万円をかければ、学校の敷地内に建物を建設することは不可能ではないと思います。

例えば、300台分を予定している駐車場を減らしても、保護者は納得していただけると思いますがいかがでしょうか。

こども家庭庁にヒアリングしたところ、「学校内での放課後児童クラブ開設は可能である。放課後児童クラブは国として取り組む重要課題であり、様々な補助メニューと参考事例を紹介している」とのことでした。

子供を可能な限り、よい環境で生活させてあげたい、これは親として当然の思いであり、それに応えるのは自治体の使命です。市民交流学習センター案、これに固執せず、市民の、そして保護者の方々の思いを酌み取り、方向修正をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

当局の所見をお伺いいたします。

次に、大項目3、本市沖洋上風力発電事業計画の再検討について。

2月3日、三菱商事は、本市沖を含む3海域で計画している洋上風力発電計画について、コストやスケジュールを再検討すると明らかにしました。その要因は、ウクライナ侵攻や円安による資材価格高騰、人件費の高騰としており、とても早々の改善が見込めないものばかりです。

また、三菱商事は、「今後は工事事業者や風車メーカー、自治体関係者らとの協議を踏まえて対応を検討する」としており、「様々な手を尽くして再検討を進めている。時期は決まっていないが、結果はなるべく早く公表したいと考えている」とのことでした。こ

の一般質問の通告の後、三菱商事は522億円の減損損失を発表しております。

また、NHKニュースでは、「コンソーシアムを構成するシーテックの親会社である中部電力は、洋上風力発電のコストがかさむことが明らかになったとして、179億円の損失を計上した」と報道しています。

万が一、本市沖の事業が中止となった場合、建設後の固定資産税を当てにした新ごみ処理施設整備事業はどうなるのか。

もし、三菱商事ほかのコンソーシアムにより、このまま本市沖洋上風力発電計画が継続されるとしても、事業収益はかなり低くなり、地元貢献策は当初予定のまま遂行されず、本市のメリットは激減してしまうのではないかと懸念しています。

市長は、近々に三菱商事と面談する予定とのことでしたが、本市が懸念する事項や事業所へ求めていく事項など、本市のお考えをお伺いいたします。

以上で私の壇上での質問は終わります。ありがとうございました。

【5番（大友孝徳議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、大友孝徳議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、業務委託先の状況把握についてにお答えいたします。

市では、建設工事やコンサルタント業務の委託など、市が行う入札等への参加を希望する業者からの申請に基づき、2年ごとに入札参加資格の審査を行っております。

審査では、希望する業種の実績、社会保険料や税金の納付状況、業務を実施するために必要な資格や許認可の状況など、資格要件を確認の上、入札に参加できる業者として登録されます。

入札の指名を受けた業者は、自身の経営状況などを勘案し、業務を請け負うことができると判断した上で、入札への参加を決めていると承知しているところであり、受託業者には、それぞれ責任を持って業務を行っていただいております。

御質問の業務委託先の経営状況や運営状況についてであります。市として把握することは困難であり、また、仮に厳しい経営状況を把握できたとしても、特段の対応を行うことはできないものであります。

これまでのところ、そうした事情で委託業務の継続ができなくなったとの事例はなく、また、どのような経営状況にあっても、破産など特別な事由がない限り、業者から届出や申請がない中で、指名業者から除外することはできないこととなっております。

市といたしましては、今後も入札制度の円滑な運用と適正な業務の発注に努め、公共工事、公共サービスの質の向上を図ってまいります。

次に、2、本荘東中学校区統合小学校の放課後児童クラブについて、お答えいたします。

統合小学校に係る整備計画の検討につきましては、令和2年11月に建設地を決定した後、令和3年12月から校舎建設に向けた基本設計に着手しております。

統合小学校区の放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の整備については、教育委員会事務局との具体的な協議を進めてまいりましたが、その結果、統合小学校内には空き教室がなく、体育館などについても同様にスペースを確保することができないとの判断に

至ったものであります。

また、統合小学校敷地内についても、広域的な統合となることから、遠方より通学する児童が多く、PTA活動や運動会等の各種行事に際しては、多くの保護者が自家用車を利用されることが想定される中、小学校の駐車スペースだけでは決して十分ではなく、近隣の本荘東中学校と連携し、それぞれの駐車場を活用しながら対応する必要があることから、こうした状況を踏まえると、駐車場の一部に学童施設を建設することにも大きな課題があると認識したところであります。

120人規模の学童施設を設置するだけのスペースの確保や本来の学校機能への影響、さらには一番堰まちづくり計画との整合性の確保など多くの課題がありました。その中で最も大きな課題の1つは、多額の設置費用の確保という財政上の問題でありました。

阿部十全議員の質問にもお答えいたしましたとおり、検討段階では、造成費や室内備品を除く木造建築での建設費は、少なく見積もっても約3億円に上り、プレハブ工法でも約2億5,000万円の建設経費が必要であると見込んだ一方、国・県から交付される施設整備に対する補助金につきましては、補助対象経費が約6,700万円の上限であり、市財政への影響が非常に大きいことが明らかとなりました。

市といたしましては、こうした様々な要素を十分に考慮の上、総合的に判断した結果、統合小学校の最も近隣の公共施設である市民交流学習センターの改修により学童施設を設置する方針を決定したものであります。

学校周辺での学童保育施設の設置可能場所の検討や、市民交流学習センターの利用者への影響などに配慮した設計内容の検討を重ね、一定の方向性が決まってからの説明会開催となり、保護者に対する説明が遅いとの御指摘を受けておりますが、御指摘に対しましては、真摯に受け止めながら誤解を招くことのないよう、今後はこれまで以上に、保護者に分かりやすく丁寧な説明に努めてまいります。

説明会などで保護者の皆様などから寄せられた御意見については真摯に検討を加えて、児童の安全・安心に最大限に配慮しながら開設準備を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3、本市沖洋上風力発電事業計画の再検討についてにお答えいたします。

諸般の報告でも述べさせていただきましたが、去る2月3日に三菱商事株式会社及び株式会社シーテックは、本市沖を含む国内3海域において、現在、取り組んでいる洋上風力発電事業について、事業性の再評価を行っていることを発表いたしました。

2月6日には、直接、選定事業者が来庁され、資材価格の高騰などにより、当初の想定を上回る事業環境の変化があったことから、再評価の結果を踏まえて、今後の対応方針を検討する旨の説明を受けております。

市といたしましては、事業性の再評価により、どのような対応方針が示されるのか、事業者の発表を待つ状況ではありますが、既に同事業や関連産業への参入を目指し、人材育成や設備導入などの先行投資を始めている市内事業者への影響がないよう、そして、包括連携協定に基づく地域共生策などにつきましても、これまでどおり進めていただけるよう求めるとともに、洋上風力発電事業が当初計画のとおり推進するよう強く求めてまいります。

以上であります。

○議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん、再質問ありませんか。

○5番（大友孝徳） 御答弁、誠にありがとうございます。

大項目1、業務委託先の状況把握について、これに関して再質問させていただきます。

2年ごとに資格審査をし、その結果を踏まえて指名しているということで、それ以上、踏み込むことは難しいとのことでしたけど、例えば、業務委託契約の指名をされる際に、あまりにも過度な価格の安さ等が見受けられた場合、それを調査するような仕組みはないものでしょうか。お答えください。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に総務部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

業務委託に関して、そのような規定はございません。

○議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 本市では、業務委託先を指名する際に委託業務に関しての人件費ですとか、材料費ですとか、ある程度の設計をされていると思います。その設計を基準にして、建設工事及び製造の請負に関しては、最低限の価格設定をされていると思いますが、それはこの2つ以外は設定されていないという理解で合っていますか。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをします。

工事等であれば、最低制限価格であるとか、低入札制度価格調査という制度がございます。そちらの場合には、一定の計算式の基に、これより低い場合は、どうしてかなというふうな判断をするために審査をさせていただきますが、それ以外のルールがないものに関しては、そういう制限はないという理解をお願いしたいと思います。

○議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） ありがとうございます。ただ、先ほども質問の中で述べさせていただきましたけど、今後は賃上げこそが、日本が、秋田が、由利本荘市が繁栄していくための1つのキーワードとなっていますので、あまりにも設計価格よりも安い単価での入札があった場合には、何らかの調査を検討されたほうがよいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

こちらとしては、今の実勢単価、それから国・県等で決められている単価を基に設計をいたしておりますので、それに対応する入札価格というものに関して高い、安いというのは、その業者がやれる、やれないという判断での応札でありますので、その点については、業者の任意であるということで、それに対して我々がどうのこうの言うべき立場にはないというふうに考えております。

○議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） ただし、本市で入札される事業所の従業員は、当然ながら、本市の市民であります。何らかの会社の事情等で、ぎりぎりの落札価格で落とされて、結果、本市民が生活に困窮するようなことがあってはなりませんので、その辺は、随時検討さ

れますよう要望いたします。これは要望です。

続きまして、大項目2、本荘東中学校区統合小学校の放課後児童クラブについて。

午前中の阿部十全議員の質問にもありましたし、いろいろ答えられておりましたが、やはり学校の基本計画は、令和2年11月に場所が決まり、令和3年から設計が始まったと。

ある程度調べていくと、この学校の設計及び建設と放課後児童クラブは、いわゆる業務の縦割りで文科省マターと厚労省マター、うちの市でいくと教育委員会とこども未来課に分かれていくんですけど、その時点で、もしくは令和3年に基本設計がスタートしたのであれば、せめて令和4年ぐらいには本来であれば、放課後児童クラブを俎上に上げて議論をすべきだったのではないかなと感じますが、いかがですか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

学校側の整備としてはそういったスケジュールで進んでいたわけですが、学童の設置に関しては必ずしも1か所での設置でなくて、例えば、分散した形のもの、そういったところもまず想定したところで、今のところ、最終的には1か所で集合した形での学童設置ということで整備を進める方針になってございます。初めの検討段階におきましては、それを1か所にするか、それとも現在の小友であったり、子吉であったり、石沢であったりということに分散したまま残す方法もありましたので、そういったところの検討につきまして、学童の所管課であるこども未来課といたしましては、そういった検討を、それから、運営形態をどういう形でやっていくのか、そういったところを内部で進めておりました。

実際の教育委員会との具体的な協議につきましては、午前中の阿部十全議員の再質問にもお答えいたしましたけれども、令和5年6月から入っておりますが、その前段階といたしましては、学童の所管課として、先ほど申し上げました運営の形態であったり、設置の箇所数であったり、そういったところにつきまして、検討を重ねていたということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） ということは、統合小学校の学童に関しては、教育委員会と連携を取ったのは令和5年6月だけど、その前の段階から、例えば令和3年、令和4年の段階から課内及び部内では、検討されてたという理解で合っていますか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

今、お話のありましたとおり、教育委員会の協議の前に、学童の所管課といたしまして、先ほど申し上げました検討につきまして、当然、学童の担当だけでなく、いろんな関係部署もありますので、そういったところとも情報交換をしながら、様々な検討をしていたということでございます。御理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） そうしましたら、教育委員会のほうとしては、令和3年から基本設

計をスタートして、令和5年、こども未来課のほうから話合いをしたいというアプローチがあるまで、放課後児童クラブに関しては全くケアしていないというか、気にしていなかったという状態で合っていますか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 先ほど私が申し上げたところ、少し訂正させていただきたいのですが、所管課といたしましては、学童の設置・運営形態についての検討をしていたのです。その段階で、その関係機関というところをお話ししましたが、その中には教育委員会も入っておりました。教育委員会とも、正式な協議ではございませんが、いわゆる相談ということで、当然、分散設置にしても小学校の跡地であったりとか、統合した後の空き校舎の利用とか、そういった方法もありますので、そういったところも含めて相談はさせてもらっていたと。それで、正式に本荘東小学校の学校内であるとか、校舎内であるとか、そういったところの協議につきまして、令和5年6月から教育委員会と正式に協議を始めさせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 普通に考えますと令和8年4月の開校であれば、令和5年6月の段階では統合小学校の設計はほとんど終わっていて、その段階から放課後児童クラブを学校内は当然無理でしょうし、敷地内に入れるとしても、かなりの無理があるスケジュールと思われる。

私、質問していますが、放課後児童クラブの学校内もしくは敷地内整備を断念した時期と理由、断念した時期を伺っていませんけど、お答えいただけませんか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

校舎内への学童クラブの設置につきまして、令和5年6月の教育委員会との協議を始めた段階におきまして、これは少し答弁のほうでも触れておりますけれども、校舎内には教室であったり、余裕スペースを取ることが難しいといった、そういった確認が取れました。

また、御質問にもあった国で推奨しているような空き教室等というものもなかなか見出せない状況にございましたので、その段階で、校舎内への学童の設置につきましては、令和5年6月の協議後間もなくですが、その段階におきまして、断念したという形になってございます。

○議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） そうしましたら、敷地内への建設の断念はいつですか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） その後すぐ、学校敷地内への設置の可否と申しますか、検討に入っております。当然、校舎内、敷地という一番近いところから順番に検討していったわけでございますが、敷地内につきましては、当然、新築という形になりますので、先ほど答弁いたしましたとおり、いわゆる校舎敷地の本来の機能、例えば、グラウンドであったり、駐車場であったり、そういったところへの影響、それから以前からお話ししておりますけれども、既存計画との整合性の辺り、そういった課題もございました。

最終的には、建築費用でございますが、答弁いたしましたとおり、これはあくまでも検討段階の数字でございますが、数億円かかるということで、補助の対象基準が六千数百万円であるということから、あまりにも市の財政への影響が大きいといったところで断念になったわけでございます。

その時期といたしましては、その3億円なり、それから2億5000万円なり、そういったところを試算した段階ということでございまして、具体的に申し上げますと、令和5年10月頃に市内のほうでそういった協議を経て、断念したということでございます。

○議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） ありがとうございます。そうしましたら、令和5年10月に敷地内も断念したと。そこから、先ほども御答弁の中にありましたけど、そこから近隣の敷地、空き店舗、いろいろ探されたと。中には、もっと早く言ってくれば、入れられたのにというような施設もあったらしいですけど、今の市民交流学習センターを候補地として、まずは進めていこうということになったのはいつですか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

学校敷地をまず断念した段階で、すぐに近隣の公共施設ということで検討を始めてございます。要はその中のほうにどういった形で設置すれば整備が可能か、そういったところを検討いたしておりまして、令和6年1月に、市民交流学習センターのほうでの整備ということで、最終的な方針を決定したというところでございます。

○議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） ここまでの御答弁を踏まえまして、令和2年に場所が決まって、令和3年から基本設計等の検討に入って、こども未来課のほうで実際に放課後児童クラブに関して動き出すのはその2年後以降と。これ、どう見ても行政の縦割りの悪癖で、放課後児童クラブが置き去られて、もういよいよやらなきゃいけない、ぎりぎりだということで、令和5年に話合いが始まって、その結果、子供たちは1キロメートル先の放課後児童クラブまで歩かなければいけなくなったというふうにはしか見えないんですけど、違いますか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

まず、所管課の検討につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、教育委員会の正式な協議の前から、いろんな方策といいますか、そういったところを検討しておりました。あと、実際の小学校校舎内の整備につきましても、これは私のほうから申し上げるのもあれなんですけど、いわゆる資材とか、人件費の高騰とか、そういった影響で学校側の校舎につきましても、効率性を優先した最低限の建物にしなければいけない状況がございましたので、残念ながら、学童を設けるようなスペースが取れなかったということでございます。

さらには、その敷地内への整備につきましても、先ほど申し上げたようなことございまして、校舎内、それから学校敷地内、それを最優先にして、いろいろな検討を重ねたんですが、財政への負担、影響というののもかなり大きかったわけではございます。

最終的に残された道が、その市民交流学習センターであるということでございます。

で、やはりそこは児童の安全、それから防犯面等を最優先に考えまして、これから準備をしてまいりたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） ありがとうございます。先ほどの御答弁の中にありましたけど、放課後児童クラブ、これを使う頻度というか、使う人数が多いのは低学年ですよ。小学校1年生、2年生、ランドセルのほうが背中よりもはるかに大きいような子供たち、この子供たちを、昨日、おとといのような吹雪の中、1キロメートルの道を歩かせるおつもりですか。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

小学校から市民交流学習センターまでの距離950メートル、1キロメートル弱ということでお示ししておりますけれども、まずは通常の通学に当たりまして、多分この950メートル以上に長い距離を通学されているお子さんというのは、まずかなりいらっしゃるかというふうに存じております。そういったところもございますので、御理解をいただきたいということでもあります。

また、想定している移動ルートにつきましては、しっかりと歩道も整備されております。街灯も整備されておまして、そういった意味では、安全面ではある程度、設備面では確保されているものと考えてございますが、ほかの学童でも安全確保につきましては、いろいろな方策を取ってございますので、そういったところを参考にいたしまして、学童の運営事業者、それから教育委員会とも、しっかりと協議を重ねて、移動時の安全確保につきましては、十分に配慮してまいりたいという考えでございます。よろしく願いいたします。

○議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 1キロメートル以上の距離を歩いて通学されている児童もいらっしゃる、それはそうだと思いますけど。そもそも朝の通学と放課後児童クラブへの移動は、全然ものが違うんですよ。朝の移動は、その日ふぶいていて、大雨で、このままうちの子を歩かせられないと思ったら、親御さんたち、もしくはおじいちゃん、おばあちゃんが送れるんですよ。でも、学校が終わって、5時間目、6時間目が終わって、午後2時、午後3時、その時間に放課後児童クラブまで親御さんも動けない。おじいちゃん、おばあちゃんがいれば、もしかしたら迎えに行けるかもしれませんが、今、核家族で、そんなおうちが少ないですよ。小学校1年生の子供たちをこの雪の中、約1キロメートル歩かせるその理由がもっと長い距離を通学している児童がいらっしゃるからというのは、全く現状に合っていないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に少しお話をします。

今、だんだんです、議長にも少し交通整理をぜひお願いしたいんですが、学童保育の話と、今通学の距離と、どう表現したらいいかあれですけども、例えば、市民交流学習センターのそばに、お住まいの子がいたとしてですね、その子が学童保育を使う、使わないは別として、その子は朝夕歩いて通学をするということになります。

なので、学童に行く子は危ないけども、普通に通学する子は危なくない、そういった

ことは多分大友議員もおっしゃっていないと思うんですが、学童というよりも、そもそも1キロメートル通学で子供たちが歩くということが、いいのか、悪いのかというような議論になってしまう。

先ほど健康福祉部長が話しましたが、それより長く歩いている人がいるからいいとか、悪いとかって話ではないですけども、現実、由利本荘市は13小学校がありますが、13小学校で1キロメートル以上を歩いている子供はやっぱり多くいるわけで、ここの本荘東小学校の学童保育に1キロメートル歩かせるのがいいとか、悪いという話よりも、1キロメートル子供が歩くのがどうなのかというような、通学そのものの考え方ということになってしまう。もう完全に健康福祉部長は、これ以上多分もう答えられないです。

あとは教育委員会の考え方になるので、多分、大友議員も市内にある学校をいろいろ思い浮かべてもらえば、1キロメートル以上歩いている子供たちの学校はたくさんあるんですね。そこをじゃあどう考えるかということは、完全に教育委員会との話になるので、健康福祉部長はこれ以上、答えられませんけども、1キロメートル歩かせるのがいいとか、悪いとかという話ではなくて、そういうことではないということをもっと御理解いただいて、少し交通整理をぜひしていただきたいなというふうに思います。

- 議長（長沼久利） 交通整理します。答弁に対する再質問ですので、交通整理をさせてもらえれば……
- 5番（大友孝徳） はい、分かりました。距離のことは了解です。
- 議長（長沼久利） その辺も含めて、再度、再質問してください。もしなければ、次の項目に移ってください。
- 5番（大友孝徳） 議長、この本件に関してはまだまだ大事な点がございまして、再質問させてください。
- 議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん。
- 5番（大友孝徳） 令和2年から始動して、今、令和7年ですから、5年間の時間をかけてここまで来て、去年からこの放課後児童クラブの問題が露呈して、今の市長もそうですし、部長からの答弁でも、財政が厳しいから放課後児童クラブは新築はできないと。それが1番多いキーワードのように聞こえているんですけど、その理解でよろしいですか。
- 議長（長沼久利） 湊市長。
- 市長（湊貴信） 先ほど、私の思いとしては、かなり丁寧に答弁をさせていただいたつもりであります。今の質問に答えるとすれば、財政も検討したということで、それが全てではないということをもっと、先ほど来、ずっとお話しさせていただいております。もちろん財政もありますが、いろんなことを総合的に考えて決めたということであって、財政だけでという御指摘には当たらないということで、先ほど来、お話をさせていただいております。
- 議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん。
- 5番（大友孝徳） 私の質問で抜粋した6名の保護者の方々からの御意見、中には、もうだったら新しい学校は要らないみたいな意見もございましたけど、幾ら聞いてもずっと落ちないんですよ。

この市民交流学習センターに放課後児童クラブを置くしかない、置くしかないから、

ここで進めさせてくださいというような言い方にしか聞こえないんです。それで、市民の方々が納得するように、これから説明しますって、もう納得されないんですよ。様々な事情がおありでしょうし、別にサボタージュしてこんな結果になったとは私も思いたくありませんし、ただ、時間はあと1年強しかないです。

先ほど木造とか、プレハブの施工とかというお話もありましたけど、現代では、能登半島地震の仮設住宅だと、3Dプリンターで一戸住宅100万円とかというのもございます。もうちょっと視野を広げて、先ほども私、質問しましたことも家庭庁との連携もしながら、もう1回挽回できる方策がないのか、御検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○市長（湊貴信） 休憩をお願いします。

○議長（長沼久利） 暫時休憩します。

午後 3時44分 休 憩

午後 3時46分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

より安価な建築の手法ということで、大友議員のほうから御提案がございましたが、当然、耐久性であったり、ある程度10年、20年としっかりと維持していかなければいけない建物になろうかと思っておりますので、その辺のところは念頭に置いての検討が必要だというふうに思っております。

それから、こども家庭庁での様々な政策の展開といいますか、そういったところが出ておりますが、今のところ、学童に対する補助金につきましては、来年度については少し単価が上がりますが、いずれ補助基準額につきましては、2つの支援単位で答弁したとおりの金額でございますので、それ以上のものは、国のほうからは今のところ、ただけないような状況になってございます。

また、こども家庭庁のほうで学童に力を入れているというのは確かなことではございますが、これは大都市圏で学童の待機児童の問題がありまして、その辺りの解消を目指したところで国のほうで動いている状況でございます。

その中で校舎内の余裕教室の利用というのが大きくうたわれてはいるんですが、これは既存の学校で例えば、少子化等で残念ながらお子さんが減って、空き教室が出てしまったと、そういった場合には利用できますと。それで、そもそもの学校建築には補助金が入っておりますけど、国の負担金等も入っておりますので、そういったところを緩和していくというような内容かと思えます。

ですので、今回の本荘東小学校新築につきましては、今、こども家庭庁のほうで緩和しようとしている、政策のほうは利用できないような内容となっております。

いずれにいたしましても保護者の皆さん、それから地域の皆様に御理解をいただけるように、今後もしっかりと御説明をしてまいりたいと考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん。

再質問が壇上での質問と繰り返しとなっておりますので、質問を変えていただきたいと

思います。5番大友孝徳さん。

- 5番（大友孝徳） ぜひと現状に固執せず、柔軟な態勢で、柔軟な頭で検討していただけますようお願い申し上げます。特に、子供たちの安心・安全に関しては、今、具体的な策は出ておりません。これは、質問をこれ以上するなということなのでしませんけど、そちらに関しても万全を期していただいて、あのときにああしてればよかったなどというようなことが起きないように完璧な対策をお願いいたします。

最後に、大項目3、本市沖洋上風力発電事業計画の再検討について再質問させていただきます。

現状は、三菱商事ほか、コンソーシアム内で検討されていることなので、これに関して、本市として特段何かしらの報告事項等はないんでしょうけど、1点だけ教えてください。

これは前の議会全員協議会のときも質問させてもらいましたが、固定資産税を当てにした5億円でしたっけ、新ごみ処理施設整備事業、これに関しては基本的には、この後、正直いつ、どんなふうになるかも分かりませんから、庁内で様々な面の検討を進めていくということで、理解は合っていますでしょうか。教えてください。

- 議長（長沼久利） 湊市長。

- 市長（湊貴信） ただいまの再質問であります。今回のごみ処理場については、それだけではない、いろんな要素で、大型事業が一気に重なっているということもあって、事業自体を平準化することの1つとして、ちょうど時期を考えたときに、洋上風力の関係、これもしっかりと頭に置きながらやりました。

ただ、今回この洋上風力の状況がどうあれ、やらないといけないものは、もちろんやらないといけない。直結して、これがなくなったから、そっちもなくなるとかということではなくて、一緒に計画どおり進められればいいなという思いではもちろんおりますけども、いずれやらないといけないことは、どういった状況であれ、やっぱりやっていくということで、ごみ処理の話ですね。

ただし、その時期だとかも多少、何かあるかどうかちょっと分かりませんが、今はまず、この間の三菱商事、それからシーテックのお話を伺うに、まず今、再検討のスタートを切るところだということで、何も決まったことがないということです。まず現段階としては、計画どおり進めてほしいというか、それ以上の情報は何もない状況ではないですね。

- 議長（長沼久利） 5番大友孝徳さん。

- 5番（大友孝徳） 丁重な御返答ありがとうございます。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございます。

- 議長（長沼久利） 以上で、5番大友孝徳さんの一般質問を終了いたします。

-
- 議長（長沼久利） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明21日、午前9時30分より引き続き、一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3時53分 散 会